

平成28年度定期監査報告（一般会計・特別会計）

【監査の結果（検討事項）に関する報告に基づく措置の内容】

分類	検討事項	措置状況	機関名
契約事務	<p>1 大町合同庁舎の設備管理に係る契約の適正化について</p> <p>大町合同庁舎の管理については、北安曇地方事務所地域政策課が担当し設備管理業務委託契約を行っています。同庁舎内の大町保健福祉事務所が勤務時間外に暖房設備運転が必要となった際、保健福祉事務所が地方事務所委託業者と暖房設備運転の別途契約を行い、運転実施及び支払いをしていました。</p> <p>庁舎管理及び設備管理業務は地方事務所の業務であることから、勤務時間外の庁舎利用も想定した契約内容について検討してください。</p>	<p>庁舎設備管理業務に関する委託契約の中で勤務時間外の暖房等空調運転については、契約外として別途対応してきましたが、平成29年度から原契約書の中に勤務時間外の庁舎利用も見込んだ内容を明記し対応してまいります。</p>	北安曇地方事務所地域政策課
支出事務	<p>1 ホームページを活用したふるさと信州寄付金の募集等の適切な運用について</p> <p>ふるさと信州寄付金について、サイト運営と寄付金管理業務を一体的に行えるようホームページのリニューアルを委託しました。平成27年度中に委託業務が完了しましたが、県側の準備に時間がかかり、平成28年10月末に一部を除き運用開始となりました。</p> <p>ホームページを活用した寄付金の募集及びそれに付随する業務について、適切な運用を検討してください。</p>	<p>現在、リニューアル後のホームページを有効活用し、寄付を募集しています。</p> <p>ホームページのリニューアルと並行して進めていた寄付金受付業務の外部委託準備のため、運用開始が遅れてしまいました。今後同様の事案が生じないよう、業務の早期着手や進捗管理の徹底等、適切な事務処理を行ってまいります。</p> <p>また、より多くの寄付が集まるよう随時ホームページを更新し、魅力あるサイトの運営をしていきます。</p>	税務課
	<p>2 スクールカウンセラーの予算の有効活用について</p> <p>スクールカウンセラー事業は、児童生徒の悩みに対して、適切かつ迅速に対応し安心して学習に取り組むことができるよう、臨床心理士などの専門家を派遣するものです。</p> <p>本事業の執行に当たっては、心の支援課から教育事務所ごとに学校でスクールカウンセラーを利用できる時間を配分し、各所では、その時間の範囲内で、スクールカウンセラーを各校に派遣しています。</p> <p>派遣要請は年々増加しており、学校によっては年度途中で配分された時間では不足し、追加の相談時間の確保や年間の相談時間の調整に苦慮しているという状況も見受けられました。</p> <p>その一方、平成27年度決算では、不用額は859万余円と多額であったので、これを有効活用する必要があります。</p> <p>心の支援課、教育事務所、学校の3者が連携を密にし、執行状況や要望の把握といった面で、きめ細かく対応できる体制を整えることによって、現場の状況に応じた事業執行を図るよう検討してください。</p> <p>また、複数の学校で要望があった場合にスクールカウンセラーが不足しているため派遣することができないということがないように、人数の確保も検討してください。</p>	<p>【心の支援課】</p> <p>スクールカウンセラーの配置時間は、小中学校、高校の状況に応じて当課で配分しています。配分は年度途中で全体の執行状況を確認しながら調整しているが、各学校では急な必要に備えて、相談時間を年度末まで確保していることもあり、年度途中での学校間の過不足の調整等が難しいところがありました。</p> <p>平成28年度は、上半期の各教育事務所・学校の執行状況の確認をもとに、11月以降各月の調査で、随時執行状況及び必要時間を確認しながら、時間不足となる学校がないよう、学校間での配分変更による過不足調整を行ってきました。</p> <p>来年度以降も、上半期調査をもとに各校の相談時間等を把握し、必要に応じて調整を行うなど、きめ細かく対応し、当課、教育事務所、学校が連携して、相談時間が不足する学校がないよう配慮していきます。</p> <p>また、スクールカウンセラーの採用に当たっては、円滑な執行ができるよう、地域性なども考慮して人材の確保に努め、適正な配置を行ってまいります。</p> <p>【東信教育事務所】</p> <p>スクールカウンセラーの配置と配置時間は、小中学校、高校の状況に応じて心の支援課が配分しています。</p> <p>小中学校においては、拠点となる中学校に対し11月に追加の配置時間の希望調査を行い、12月に再配分を実施し、市町村教育委員会にも再配分時間の有効活用について通知しました。</p> <p>高等学校に対しては、上半期の執行状況調査と並行し学校訪問を実施し、下半期の執行見込みを確認の上、各高校の過不足の調整を11月から1月にかけて行い、1月の校長会、教頭会でも再配分時間の有効活用を重ねて依頼しました。</p> <p>さらに、スクールカウンセラーの支援要請に迅速に答えられるよう、次年度に向けてのスクールカウンセラーの人数、配置を心の支援課に要望しています。</p> <p>今後も、各学校と連携して執行状況や要望を早期に把握し、相談時間が不足する場合は、心の支援課に依頼して時間の確保に努めるとともに、きめ細かく対応できる体制を整えてまいります。</p>	心の支援課 教育事務所

## 【南信教育事務所】

スクールカウンセラーの配置と配置時間は、小中学校、高等学校の状況に応じて心の支援課が配分しています。

スクールカウンセラーの効果的利用、予算の有効活用については、年度当初の教育相談関係者連絡会議及び校長会、教頭会、生徒指導連絡協議会等において、その都度依頼しています。

執行状況や要望の把握については、小中学校においては、拠点となる中学校に対し11月に追加の配置時間の希望調査を行い、12月に再配分を実施、高等学校に対しては、上半期の執行状況調査と並行し、下半期の執行見込みを確認の上、各校の過不足の調整を12月までに実施しました。また、各学校の執行状況を確認し、心の支援課と相談しながら配置時間の調整を行い、市町村教育委員会、各高等学校に予算の有効活用を通知しました。

また、スクールカウンセラーの支援要請に迅速に応えられるよう、次年度に向けてのスクールカウンセラーの人数、配置を心の支援課に要望しています。

今後も、各学校と連携して執行状況や要望を早期に把握し、相談時間が不足する場合は、心の支援課に依頼して時間の確保に努めるとともに、きめ細かく対応できる体制を整えてまいります。

## 【中信教育事務所】

スクールカウンセラーの配置と配置時間は、小中学校、高校の状況に応じて心の支援課が配分しています。

## 【平成28年度】

・小中学校、高等学校において、上半期の執行状況調査と並行し、下半期の執行見込みを確認の上、拠点中学校及び高等学校に対して11月に追加の配置時間の希望調査を行い、12月に再配分を実施しました。

その後も追加配置時間の要請に迅速に対応できるよう各学校の執行状況を把握し、心の支援課と連絡を密にしながら配置時間の調整を行い、市町村教育委員会、県立学校に予算の有効活用を通知しました。

また、その都度スクールカウンセラーの執行状況の報告と有効活用について依頼しています。

・スクールカウンセラーの派遣要請に迅速に応えられるよう、次年度に向けてのスクールカウンセラーの配置、配分時間を心の支援課と連携を密にして対応していきます。

今後も、各学校と連携して執行状況や要望を早期に把握し、相談時間が不足する場合は、時間の確保に努めるとともに、きめ細かく対応できる体制を整えてまいります。

## 【北信教育事務所】

スクールカウンセラーの配置と配置時間の配分は、小中学校、高校の状況に応じて心の支援課が実施しています。

小中学校分については、拠点となる中学校に対し10月に上半期の執行状況調査を行い、活用時間の多い拠点校に再配分を実施しました。また、1月に配置時間の追加希望調査を行い、再配分を実施しました。

高等学校分については、10月及び1月に、各校に配置時間の希望調査を行い、各校の過不足調整を実施しました。

また、市町村教育委員会及び各高等学校に対して、予算の有効活用について通知しました。

今後も、各学校と連携して執行状況や要望を早期に把握し、相談時間が不足する場合は、心の支援課に依頼して時間の確保に努めるなど、きめ細かく対応できる体制を整えてまいります。

スクールカウンセラーの人員確保については、各校からの支援要請に迅速に応えられるよう、引き続き心の支援課に要望してまいります。

<p>補助金 事務</p>	<p>1 「地域発 元気づくり支援金」の予算の有効活用等について</p>	<p>地域振 興課 地方事 務所地 域政策 課</p>
<p>(1) 予算の有効活用</p> <p>「地域発 元気づくり支援金」については、予算額を上回る要望が寄せられ、全ての要望に応えることができない一方で、決算では、結果的に多額の不用額が生じています。</p> <p>不用額の状況を見ると、ここ数年、毎年のように7～8千万円もの予算が不執行となっています。</p> <p>不用額を縮減するためには、事業の中止や事業内容の変更等を含めた事業の実施状況を適宜把握し、状況に応じて変更交付決定をしておくことが重要です。その上で、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事情により不用となった額を追加募集の原資に充てる</li> <li>・予算の都合で採択とならなかった事業の中から追加採択の候補をあらかじめ選定しておき、不用額等を充てて追加で採択する</li> <li>・地方事務所間で不用額を融通し合うなどの対応策が考えられます。</li> </ul> <p>また、不用額の活用によって新たに事業を採択する可能性があることについて事業者の理解を得ることも含めて、日ごろから事業者との連絡を密にすることが大切です。</p> <p>なるべく多くの事業要望に応えるため、不用額を縮減し、予算を効率的に執行する取組を検討してください。</p>	<p><b>【地域振興課】</b></p> <p>(1) 地方事務所において、事業ヒアリング時に事業の実現性や経費の積算内容を十分に確認するとともに、一次採択の残額を本庁で集約し、二次募集を行う地方事務所に追加再配当するなど、不用額の縮減に努めてまいります。</p> <p>また、不用額を活用した追加採択に向け、不用額の早期把握や追加採択の方法、事業実施期間の確保などについて、地方事務所とともに検討してまいります。</p> <p>(2) 事務手続については、これまでも提出書類等を見直し、申請者に過重な負担を掛けないよう配慮してきたところです。今回の監査結果を踏まえ、地方事務所が実施する事業ヒアリングにおいて意見等を聴取し、一層の事務負担の軽減について、地方事務所とともに検討してまいります。</p>	<p><b>【佐久地方事務所地域政策課】</b></p> <p>(1) 事業ヒアリング時に事業の実現性や経費の積算内容を十分に確認するとともに、必要に応じ二次採択を実施するなど、不用額の縮減に努めてまいります。</p> <p>また、地域振興課で検討している不用額を活用した追加採択に向け、不用額の早期把握や追加採択の方法、事業実施期間の確保などについても、調整しながら検討してまいります。</p> <p>(2) 事務手続については、これまでも提出書類等を見直し、申請者に過重な負担を掛けないよう配慮してまいりましたが、事業ヒアリング時に申請団体等から幅広く意見等を聴取するなど、地域振興課と調整しながら事務負担の軽減について検討してまいります。</p>
	<p><b>【上小地方事務所地域政策課】</b></p> <p>(1) 事業ヒアリング時に事業の実現性や経費の積算内容を十分に確認することにより、不用額の縮減に努めてまいります。</p> <p>また、不用額を活用した追加採択に向け、不用額の早期把握や追加採択の方法、事業実施期間の確保などについて、地域振興課とも調整しながら検討してまいります。</p> <p>(2) 事務手続については、申請者の要望に応じ助言等を行い、負担の軽減に配慮してきたところです。今回の監査結果を踏まえ、申請者の一層の事務負担の軽減が図られるよう検討していくため、意見・要望等については、随時、地域振興課に報告し、共に対応を検討してまいります。</p>	<p><b>【諏訪地方事務所地域政策課】</b></p> <p>(1) 事業ヒアリング時に、事業の実現性や経費の積算内容を十分に確認し、不用額の縮減に努めてまいります。</p> <p>また、事業の執行に当たっては、適宜、助言などを行い、事業が着実に履行されるよう進捗管理に努めてまいります。</p> <p>(2) 事業ヒアリングにおいて事業者から意見等を聴取し、一層の事務負担の軽減について検討してまいります。</p>
	<p><b>【上伊那地方事務所地域政策課】</b></p> <p>(1) 事業の執行に当たっては、事業が着実に履行されるよう、適宜、助言などを行うとともに、事業内容の変更が生じた事業等については状況に応じて変更交付決定を行ってまいります。</p> <p>なお、年度後半に全事業の進捗等を確認し、活用できる額が生じている場合、同一事業内での活用又は他事業への追加交付（追加採択）を検討してまいります。（H28実施済）</p> <p>(2) 申請の相談の際やヒアリング時に、事業構築の視点や申請書の記載方法の説明等を行っています。</p> <p>今後、申請書類の作成に当たっては、申請者の状況に応じたきめ細やかな対応してまいります。</p> <p>申請書の記載事項や添付書類について、意見等を踏まえ、地域振興課や他所と検討してまいります。</p>	

## (2) 事務負担の軽減

支援金は、住民協働で、自主的かつ主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対し支援することを目的としています。

監査を行った中で、複数の団体から、事務負担の軽減についての意見をいただきました。

例えば、申請時においては、事業計画書に「モデル的で発展性のある事業である理由」や「できるだけ数値化した事業効果」などを記載しますが、記載内容に一定程度の熟度が求められること、また、事業実施中においては、補助対象外の収入支出についても詳細な記録を求められることなど、事務負担が大きいという意見がありました。

こうした意見は、公共的団体（NPO法人、地域づくり団体など）に多いように思われます。

県民の貴重な税金を充てて行う事業ですから、公平・公正の確保のため一定の手続が必要なことはもちろんですが、事務の負担が、住民協働による地域の元気を生み出すための取組を阻害する要因とならないよう配慮することも大切です。

については、支援金の事務手続に関する意見や要望を、申請団体等から幅広く聴取した上で、事務負担の軽減について検討してください。

## 【下伊那地方事務所地域政策課】

(1) 当所においては、不用となった額を追加募集の原資に充てる取組を従前から行っており、限られた予算を当地域内で活用できるよう努めています。

事業者とは、事業ヒアリング時に事業の実現性や経費の積算内容を十分に確認し、各事業における不用額の縮減を図るとともに、より多くの事業を採択できるよう努めています。

(2) 事務手続については、地域振興課で作成している様式のほか、当所独自で事業名や補助率が自動で反映される様式を提供し、入力項目の削減を図っています。

また、申請時には、提出前の事前相談やヒアリングの際に記載方法の助言を行うとともに、採択後も、事業の進捗管理、提出書類の記載方法の助言等を通じ、事務負担の軽減に配慮しています。

## 【木曾地方事務所地域政策課】

(1) 事業ヒアリング時に事業の実現性や経費の積算内容を十分に確認するとともに、一次採択の残額により二次募集を行うなど、不用額の縮減に努めてまいります。

また、不用額を活用した追加採択に向け、不用額の早期把握や追加採択の方法、事業実施期間の確保などについて、地域振興課とも調整しながら検討してまいります。

(2) 事務手続については、これまでも提出書類等を見直し、申請者に過重な負担を掛けないよう配慮してきたところです。

今回、監査結果を踏まえ、事業ヒアリングにおいて意見等を聴取し、一層の事務負担の軽減について、地域振興課とも調整しながら検討してまいります。

## 【松本地方事務所地域政策課】

(1) 今年度から新たに募集期間中に事前相談会を開催し、できる限りきめ細やかな相談に応じることで、計画書提出の段階で事業の熟度を高めるよう事務を進めています。

また、当所では2次募集を実施し、1次分の内示額と交付決定額の差分（不用額）を募集枠に追加し有効活用に向けて努めています。

なお、28年度の状況は、1次募集で不採択となった31件53,402千円のうち、2次募集に再応募したのは11件11,449千円と、要望額では約2割にとどまっています。

(2) 事務手続に関する意見は、事業ヒアリング等の機会を捉え、申請団体の意見等を聴取し、その意見を本庁へ伝えていきます。

## 【北安曇地方事務所地域政策課】

(1) 事業ヒアリング時に事業の実現性や経費の積算内容を十分に確認することや事前の事業計画の相談にも積極的に関わることで、事業計画の熟度を高め、不用額の縮減に努めてまいります。

また、毎年実施している中間検査の際に事業の進捗状況を把握し、変更交付決定をするとともに、不用額の把握に努めてまいります。不用額を活用した追加採択については、地域振興課と調整しながら検討してまいります。

(2) 事務手続については、これまでも提出書類等を見直すなど、申請者に過重な負担を掛けないよう配慮されてきたところです。

今回、監査結果を踏まえ、事業ヒアリングの際に意見等を聴取し、一層の事務負担の軽減について、地域振興課とも調整しながら検討してまいります。

	<p><b>【長野地方事務所地域政策課】</b></p> <p>(1) 当所においては、2次募集実施時に、1次分の内示額と交付決定額の差及び額の確定による差(不用額)を追加して、予算を有効に活用できるよう努めているところです。 事業ヒアリング時に、事業の実現性や経費の積算内容を十分に確認するとともに、事業実施段階において必要な助言を行うなど、不用額の縮減に努めてまいります。 不用額を活用した追加採択については、地域振興課と調整しながら検討してまいります。</p> <p>(2) 事務手続については、これまでも提出書類等を見直すなど、申請者に過重な負担を掛けないよう配慮されてきたところです。 事業ヒアリング時等に、申請団体から事務手続に関する意見や要望を聴取し、必要に応じて地域振興課につなぐほか、引き続き、提出書類の作成時に助言を行うなど、事務負担の軽減が図られるよう努めてまいります。</p> <p><b>【北信地方事務所地域政策課】</b></p> <p>(1) 事業ヒアリング時に事業の実現性や経費の積算内容など計画の熟度を十分に確認するとともに、事業の執行に当たっては適宜、進捗状況を確認し、不用額の縮減に努めてまいります。</p> <p>(2) 事務手続については、これまでも提出書類等を見直し、申請者に過重な負担をかけないよう配慮してきたところです。 今回、監査結果を踏まえ、事前の事業ヒアリングにおいて事務手続についても意見を聴取し、一層の事務負担の軽減について、地域振興課とも調整しながら検討してまいります。</p>	
<p>2 結核健康診断事業補助金交付要綱における軽微な変更の取扱いについて</p>		
<p>結核健康診断事業補助金交付要綱においては、「交付額の増額を伴わない軽微な変更」については変更申請の手続を要しないこととしています。 伊那保健福祉事務所では、当初決定額を約34%減とする減額について、軽微な変更として変更申請を不要としていました。これは、平成25年6月に当時の健康長寿課の担当者に確認した際の、「仮に半減する場合であっても軽微な変更として処理してよい」旨の回答に基づく対応です。 これらの場合について、文理解釈上「軽微な変更」と認めるには無理がありますので、この取扱いの適否を検討してください。</p>	<p>当補助金における「交付額の増加を伴わない軽微な変更」の取扱いを20%未満の減額の場合とし、平成29年度の補助金から適正に対応するよう平成28年8月30日付け事務連絡で各保健福祉事務所に周知徹底しました。</p>	<p>保健・疾病対策課</p>
<p>財産管理事務</p> <p>1 阿智村伍和地区産業廃棄物処理施設用地の効率的な管理について</p> <p>阿智村伍和地区産業廃棄物処理施設用地の管理については、下伊那地方事務所専任の嘱託員を配置する一方、資源循環推進課で行政財産の使用許可や草刈り等の維持管理業務の委託事務を行っています。 この委託業務の完了等確認のために同課職員が現地へ出張するなど、非効率な業務が生じていることから、本用地に係る対応を地方事務所一元化するなど、業務の効率化について検討してください。</p>	<p>業務の効率化を図る観点から、平成29年度からは、本用地に関する草刈り等の維持管理業務の委託事務について南信州地域振興局で実施します。</p>	<p>資源循環推進課</p>

2 部局の連携によるドローンの有効活用について		
<p>環境部は、廃棄物不適正処理防止策としてヘリコプターによるスカイパトロールを実施していますが、他県ではドローンによる不法投棄監視を行っている事例があります。</p> <p>については、平成27年度に建設部が導入したドローンは、建設部以外の利用も可能となっていますので、有効活用について検討してください。</p>	<p>廃棄物不適正処理防止策へのドローンの活用については、撮影する箇所ごとに目視で操縦できる発着場所を確保すると同時に、当該場所については使用許可等の手続を行う必要があることや発着場所から目的地までドローンが飛行する土地の所有者に対して了解を得る必要があります。また、原則立入を拒否している事業者は、撮影を望まないことなどから、プライバシーの保護等の法的な問題の検討も必要と思われ、他県（関東ブロック圏）においても土地所有者の了解を得て飛行していません。</p> <p>したがって、上記の点を含め、今後、導入の可否については他県の状況を注視しながら調査研究してまいります。</p>	資源循環推進課
3 県営林に係る行政財産使用許可簿の整備の徹底について		
<p>県営林における行政財産の使用許可については、権限が地方事務所に委任され、使用許可簿は、県営林の管理等に関する規程第19条により、財務規則の様式に代えて同規程に定める様式により備え付けることとしていますが、複数の地方事務所において、当該使用許可簿を備え付けていませんでした。</p> <p>については、地方事務所における当該使用許可簿の整備の徹底について検討してください。</p>	<p>地方事務所に対し、平成28年11月25日付けで当該使用許可簿の整備を徹底するよう通知し、平成28年12月28日までに、全所において当該許可簿が整備されていることを確認しました。</p> <p>今後も会議、研修等で定期的に当該使用許可簿の整備について啓発してまいります。</p>	森林づくり推進課
4 「体験の森・森林科学館」の移管について		
<p>「体験の森・森林科学館」は、土地を王滝村から借り受けて県が建物を建設したのですが、同村に無償で管理委託しています。</p> <p>隣接する村施設「森林学習体験館」と一体のものとして利用されている実情であることから、同村への移管を検討してください。</p>	<p>今回検討事項となった「体験の森」は、国庫補助事業を活用して整備したものであるため、処分制限期間が存在します。</p> <p>「森林科学館」は24年の処分制限期間を経過していますが、「体験の森」全体の制限期間が経過するのは平成29年12月となります。</p> <p>今後、処分制限期間経過後の王滝村への譲渡も含め、当該施設の管理の在り方について関係機関とともに検討を進めてまいります。</p>	木曾地方事務所林務課
5 大楯川見張小屋の存続について		
<p>大楯川見張小屋（白馬村北城地籍）は、土砂災害等の発生時の現場事務所兼宿泊施設として設置したのですが、最近では（少なくとも5年以上）、設置目的での使用実績はなく、専ら設計書やボーリングコアなどの資料の保管場所として使用しています。</p> <p>施設を管理する姫川砂防事務所では、大規模災害の発生等の緊急事態に備え、いつでも現場事務所として使用することができる状態を維持するため、電気、ガス、上下水道の供給契約を継続し、基本料金を支払い続けていますが、本来の目的での使用実績が何年もなく、今後使用する可能性もはっきりしない現状では、見張小屋として維持する必要があるのか疑問です。</p> <p>については、見張小屋としての存続及び電気等の供給契約の継続について検討してください。</p>	<p>災害はいつ発生するか不明であり、結果的に最近数年間では見張小屋としての使用実績がありませんでした。</p> <p>しかし、昨年も管内のスキー場で、融雪に伴う鉄砲水が発生し、被災状況を現地で確認する事例がありました。</p> <p>幸いなことに大規模な災害に至らなかったため、現場事務所として見張小屋を使用する必要は生じませんでしたが、過去においては長時間現地で状況調査等を行う事態も発生しており、緊急対応を速やかに行うためには、現場に近い見張小屋は必要と考えます。</p> <p>なお、維持管理費用については、電気、ガス、上下水道を使用停止したため、8月以降の支出はありませんが、大規模災害が発生した際は、必要期間利用を再開したいと考えています。</p>	姫川砂防事務所

<p>6 土地の適正な管理・処分について</p> <p>普通財産である土地について、「公民館敷地」「駐車場敷地」として1年間の貸付期間を毎年更新して、長期間貸し付けているケースがありました。</p> <p>職員住宅敷地として活用しない土地について、境界確定等が困難な事例もありますが、相手方との交渉に努めるとともに、「長野県ファシリティマネジメント基本方針」に合い、適正な管理・処分を検討してください。</p>	<p>教職員住宅として活用しない県有地については、長野県ファシリティマネジメント基本方針に沿って、財産管理者により定期的な見回り管理等の適正な管理を行うとともに、入札等による売却を行っているところです。</p> <p>しかしながら、諸般の事情により売却困難な案件については、財産管理者・財産活用課とも連携しながら、引き続き相手方と交渉していくとともに、売却までの間の有効活用を図ってまいります。</p>	<p>保健厚生課</p>
<p>7 土地及び建物の適正な借受料の設定について</p>		
<p>土地及び建物の借受けについては、「借受不動産に係る事務の取扱いについて（昭和52年3月25日付51管第183号総務部長通知）」（以下「借受不動産通知」という。）において、従前から有償で借り受けているものについては、相手方と毎年度協議し、当該不動産又は近傍類似地の課税標準額など必要な事項を確認のうえ、翌年度から適正な借受料又は軽減された借受料に変更するように通知しています。</p> <p>しかしながら、本年度の定期監査において、課税標準額等から算出される適正な借受料と乖離していると認められる契約が見受けられました。</p> <p>については、借受料の適正化を図るため、改めて借受不動産通知を周知徹底してください。</p> <p>また、借受不動産通知を踏まえて、貸主と値下げ交渉を行っているものの、応じてもらえない事例もあります。</p> <p>複数年借り受ける不動産については、定期的に適正な借受料に変更できるようにすることが必要と考えます。少なくとも、今後新たに土地等を借り受ける場合の契約においては、契約書に借受料の改定に関する規定を盛り込むことができるよう、借受不動産通知の改正についても検討してください。</p>	<p>借受料の適正化については、平成29年4月実施予定の財産事務研修会（長野、松本2会場）において、「借受不動産に係る事務の取扱いについて（通知）」を改めて周知します。</p> <p>なお、「今後新たに土地等を借り受ける場合の契約において、契約書に借受料の改定に関する規定を盛り込むことができるよう、借受不動産通知の改正を検討すること」については、「不動産の取得、管理及び処分に係る標準契約書式について（通知）」（昭和45年3月26日付44管第245号）の土地（建物等）賃貸借契約の書式において、借主は賃貸借期間中、貸主に対し賃貸借料の算定に関して必要な事項を調査することができることや、その賃貸借料が不相当と認められる場合は、賃貸借料の改定について協議することができることを条項に盛り込んでいます。このことから、既に借受料の改定については、相手方との協議のうえ行うこととなっていますので、取扱いについて適正に事務処理が行われるよう、改めて、関係通知及び契約書式を周知します。</p>	<p>財産活用課</p>
<p>その他</p>		
<p>1 市町村振興資金貸付金のあり方について</p>		
<p>(1) 貸付制度のあり方</p> <p>市町村振興資金貸付金の近年の貸付実績を見ると、対象事業の見直しを行った平成21年度以降、実績のない年が目立ち、実績があっても年1～3団体程度で、貸付金額も24年度を除いて予算額の半分にも満たないなど、ここ数年低調に推移しています。</p> <p>については、制度のあり方について検討してください。</p> <p>(2) 歳入歳出差引額の適正化</p> <p>歳入歳出差引額（翌年度への繰越額）は、貸付実績を大きく上回る状況が続いており、適正な額なのか疑問です。</p> <p>については、歳入歳出差引額の一般会計への繰出し等による繰越額の適正化を図るよう検討してください。</p>	<p>(1) 市町村振興資金貸付金は、低金利な民間（銀行等）資金や、届出による他の地方債の柔軟な借入れ（平成28年度から県内全市町村が可）等により、市町村等からの借入れの要望が低調となっています。</p> <p>このような状況から、一定の役割を終えたものとし、平成29年度は貸付予算額を縮小、平成30年度から新規貸付けを休止します。</p> <p>(2) 歳入歳出差引額（翌年度への繰越額）が貸付実績を上回る状況が続いている要因は、貸付けの実績が低調なことにより、予算額に対する執行残が発生していることにあります。</p> <p>平成29年度の貸付予算額の縮小、平成30年度からの休止により、繰越額の適正化を図ってまいります。</p>	<p>市町村課</p>

## 2 農政部所管の特別会計に係る歳入歳出差引額の適正化について

## (1) 農業改良資金特別会計

農業者への貸付金の償還期間は最長12年（うち据置期間 最長5年）であるのに対して、国からの借入金の償還期間は21年（うち据置期間 10年）となっています。

また、農業者には繰上償還を認めているのに対して、国への返還は約定償還分のみとなっています。

このため、多額の資金が特別会計内に滞留しています。無利息とはいえ、資金の有効活用という観点からも、このような現状は好ましいものではないと考えられます。

については、他県において国への繰上償還や県の一般会計への繰出しをした事例もあるとのことですから、こうした先行事例も参考にしながら、歳入歳出差引額の適正化について検討してください。

## (2) 漁業改善資金特別会計

漁業改善資金特別会計の歳入歳出差引額には、法令に基づきこれまでに漁業者から徴収した違約金の留保分が含まれていますが、留保の目的が明確に定められているわけではありません。

については、歳入歳出差引額の適正化について検討してください。

(1) 農業改良資金特別会計政府貸付金償還金については、平成29年度において国への償還及び一般会計繰出しを前倒しして行うよう予算建てを行います。国へは、通常の約定償還（5月末、11月末）に合わせて繰上償還を行うよう調整しており、事務手続きは概ね2ヶ月程度の日数を要することから、本県では11月末の償還を予定しています。

(2) 漁業改善資金特別会計については、担当課において行われる事業見直しの中で検討し、内部留保されている違約金を一括一般会計に繰出しすることを予定しています。

農村振興課



平成28年度定期監査報告

【監査の結果に添えて提出した意見に対する方針】

監査委員の意見	意見に対する方針	機関名
1 コンプライアンスの徹底と一層の推進についての意見		
<p>(1) コンプライアンスの推進にあたって</p> <p>大北森林組合等に対して長期間にわたり財務関係法令を逸脱した補助金交付事務を行っていたことが明らかになったことから、これを契機として、県組織全体の法令遵守体制を確立し、取組を確実に実行することにより、職員の意識を高め、財務関係法令を逸脱する行為がなされることのないよう徹底することを昨年度の定期監査結果報告で求めました。</p> <p>これを受けて県では、本年を「コンプライアンス元年」と位置付け、「意識改革」「組織風土改革」「しごと改革」に組織をあげて取り組んでいます。法令等を形式的に遵守するにとどまらず、一歩進んでその背景にある社会の要請や県民の期待にしっかりと応えることをコンプライアンス推進の根底にすえ、時には従来からの制度や運用を見直すことも視野に入れたこの取組を注目しています。</p> <p>監査においても、その職務の中で本年度は特に行政運営における3E、すなわち経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)の観点を重視して取り組んでまいりました。本年度の定期監査結果報告においても、その成果として検討事項等を盛り込んだところです。</p> <p>県ではコンプライアンス推進のキーワードを「自分事化」としています。各部署、各職員においては、他機関に係るものも含めてこの監査結果を真摯に受け止め、県民のための「意識改革」「組織風土改革」「しごと改革」を一層推進するよう強く要望します。</p>	<p>県民の信頼と期待に応えることができる組織づくりに向け、次の取組を推進します。</p> <p>① 県民起点の意識改革                  県民の期待に応えていくためには、「県民から何を望まれているか」を的確に把握して行動につなげること、目的意識やコスト意識を明確に持つこと、予算獲得に傾注することよりも成果を重視して取り組むことなど、常に「県民起点」の意識を持って業務を遂行する姿勢が求められます。職員が行政経営理念を共有し、コンプライアンスを「自分ごと」として考える意識改革を進めます。</p> <p>② 風通しのよい対話にあふれた組織づくり                  様々な課題に適切かつ迅速に対応するためには、前例踏襲ではなく新しいことに対して意欲的に挑戦する組織風土への変革と、風通しのよいオープンな職場づくりが必要です。職員間、組織間の情報共有を図るとともに、所属内のみならず、本庁と現地機関の間においても、職員同士が異なる視点に基づく意見を率直に出し合い、自由闊達に議論する中で問題解決策を模索することができるよう、対話を重視して取り組みます。</p> <p>③ しごと改革(業務の改善・効率化)、働き方改革                  計画的、効率的な行政運営による最高品質の行政サービスの提供に向けて、これまでの制度、しごとの仕方などの根本的な見直しや改善に不断に取り組むとともに、ICTの積極的な活用等による業務の効率化を進めます。                  また、時短の取り組みによる時間外勤務縮減、テレワークの活用などにより、職員の働き方の改革を推進します。</p>	<p>人事課</p>
<p>(2) 法令遵守体制の確立と徹底</p> <p>県組織全体の法令遵守体制を確立し、徹底するよう昨年度の定期監査結果報告で求めた後においても、長期間にわたるガス事業者や電力会社などに対する道路占用料・河川占用料の徴収漏れなどの不適切な事務処理が新たに明らかになったことは誠に遺憾です。</p> <p>その一方で、事案の発覚を受けて、組織をあげて徹底的に調査を行い、その状況を積極的に公表していることは、今後の再発防止の取組や職員のコンプライアンス意識の向上につながるものであり評価できます。</p> <p>引き続き法令遵守体制の確立に向けて、なお一層の改善・改革を進め、徹底することにより、不祥事の未然防止を図り、県民から信頼される組織づくりに努めてください。</p>	<p>平成28年4月に発足した、各部署及び地方事務所のコンプライアンス委員会において、不祥事防止対策を検討するなど多くの議論を重ね、意識改革に取り組んできたところです。また、部局長のコンプライアンスに対する考えを深めるため、コンプライアンス推進参加の参加・助言のもと、研修を行うことにより、部局長自らが仕事の仕方や組織風土の課題や改善点を洗い出す取組も行ってきました。</p> <p>平成29年度においても、引き続き各部署にコンプライアンス委員会を定着させ、グループディスカッションやワークショップ方式により職員同士の対話・討議を実施することにより、コンプライアンスを自分のこととして考える意識改革を進め、県民の期待と信頼に応えられる組織づくりを推進します。</p>	<p>人事課</p>

## (3) 会計事務の適切な執行に向けた指導体制の強化

今年度の監査では、指摘事項が5件、指導事項が28件と、過去5年間でみてもほぼ横ばいで推移している状況です。また、前年度と同じような内容での指摘・指導事項が7項目ありました。このようなことは会計事務の適切な執行に関する職員の意識が不十分と言わざるを得ません。

会計局では、会計事務の指導や検査、財務会計事務専門研修などを行い、職員の会計事務処理能力の向上に努めていますが、支出負担行為における出納機関の事前審査を受けていなかったり、給付完了検査における検査調書が未作成であるなど会計事務の不適切な事例が毎年発生しています。

平成27年10月に新たに「補助金等会計審査マニュアル」を作成し、補助金等事務の適切かつ正確な執行に努めていますが、会計事務に携わる職員の知識定着や、支出事務の最後の砦としての出納員の更なる資質向上のため、より一層成果が上がるよう取り組んでください。

また、今年度は同一部局の複数の機関で同じような不適切な事務処理が認められました。各部局においても、このような事案が生じないように、組織として会計事務に対する意識の啓発を図るとともに適切な執行に努めてください。

## 【会計局】

平成28年12月14日に開催した平成28年度会計制度検討会(会計センター会計審査担当者の会議)において、平成28年度定期監査報告で意見のあった会計事務の不適切な事例について、以下の会議等の場を活用し、再発防止を徹底するよう指示しました。

- ① 財務会計事務専門研修、財務会計事務研究会、新任会計事務担当者研修等の各種研修会
- ② 出納員会議
- ③ 合同庁舎内の所課長会議等
- ④ 会計実地検査等

また、J S Nに掲載する「会計実地検査項目別主な指導事項」の特に重要な案件について、平成28年度会計実地検査結果から、該当部局名を記載し、注意喚起を行うこととします。

## 【危機管理部】

監査委員からの報告を受け、部内の担当係長会議において平成27年10月に策定された「補助金等会計審査マニュアル」を部内に周知するとともに、引き続き職員を対象に意識啓発を図るなど適切な会計事務の執行が行われるよう努めます。

## 【企画振興部】

不適切な会計処理や事務処理ミスを防止するため、今年度の監査で報告された指導事項等の発生原因と対応策を、現地機関を含め部内で共有し、会計事務に対する意識の啓発を図るとともに適切な執行に努めてまいります。

また、会議などあらゆる機会を捉え、再発防止に向け周知徹底してまいります。

## 【総務部】

平成28年11月17日に監査委員から定期監査の結果に関する報告があったことを受け、同日付けで知事部局全機関に対し、総務部長名により「平成28年度監査委員定期監査報告への対応について」として通知を発出し、他任命権者にも同内容について周知しました。

また、平成28年11月18日の部局長会議において、総務部長から監査結果の報告を行い、指摘事項等について「自分事化」して受け止めることや、複数年にわたり指導を受けている事例について、二度と同様の事例が発生しないよう取り組むことを要請しました。

総務部では、平成28年11月24日のコンプライアンス委員会において定期監査報告内容を再度周知し、会計事務に対する意識の啓発を推進していくこととしました。

今後も適切な事務処理に努めてまいります。

## 【県民文化部】

監査委員からの意見を受け、県民文化部の業績評価の組織目標に掲げる「コンプライアンス意識を持って主体的に行動する」意識を常に持ち、適正な事務執行に取り組むよう、改めて部内に徹底を図ったところです。

また、これまでの指摘、指導事項等について、同じ誤りのないよう「まちがえやすい事例集」等を参考に事業課におけるチェックを徹底するとともに、予算執行課である主管課において経理担当が再度、規則等を詳細に照らし合わせ、指導を行うなど、適切な事務執行に努めてまいります。

## 【健康福祉部】

健康福祉部では、複数の保健福祉事務所において現金払込みの遅延が発生するなど、職員の意識の改善により解決する事案が指導事項として報告されている状況です。

今後、同様の事案が発生しないよう現地機関を含め部内で問題意識の共有を行い、適正な執行に努めてまいります。

会計局

各部局  
主管課  
警察本部

**【環境部】**

平成28年度定期監査の結果を受け、平成28年12月26日環境部コンプライアンス委員会において、報告内容の情報共有を図るとともに、注意喚起しました。

更に、全職員が自らのこととして真摯に受け止めることがまず重要であることから、各課においても課内で情報共有するよう指示しました。

また、同委員会では、27年度から引き続いて指摘事項等となっている7項目について、主管課経理担当と事業課経理担当の連携を密に、確認徹底していくことを確認しました。

今後についても、職員の意識を高め、県民から信頼される組織づくりに努めてまいります。

**【産業労働部】**

補助金等事務の適正かつ正確な執行のため、事務に携わる職員の知識向上を図る目的から、組織として財務会計事務専門研修等の積極的な受講を働きかけます。

事前審査未了、職員旅費の重複支給、補助金の過交付、行政財産使用料及び占有料の徴収事務遅延、契約保証金の免除ミス、検査調書の未作成など毎年県内各機関で多く発生している事務的な誤りに関しては、要注意事項として回議時に「支出審査事務の手引」、「補助金等会計審査マニュアル」等に基づき、重点的に確認を行います。

**【観光部】**

監査委員からの意見を受け、財務会計事務専門研修の積極的な受講や「補助金等会計審査マニュアル」等の再確認を観光部内に周知し、補助金事務の適切かつ正確な執行の徹底を図りました。

今後も会計事務の意識啓発を図り、適切な執行に努めてまいります。

**【農政部】**

平成28年12月13日開催の「農政部関係場(所・校)長、地事課長会議」において、本年度監査での指導事項等を伝達するとともに、適正な会計事務処理を実施するよう周知徹底しました。また、12月末に点検リストによる予算執行状況の部内一斉点検を実施しました。

この他、平成28年8月23日及び8月25日に農政部職員を対象とした「財務事務及び補助金等交付事務に係る職員研修会」を開催し、財務事務及び補助金事務の適正な執行に取り組んでいます。

**【林務部】**

監査委員からの意見を受けて、平成28年11月29日付けで林務部全所属長あて通知を発出し、指摘等を受けた課所のみならず、その他の所属においても自らのこととして真摯に受け止め再発防止を徹底するよう周知しました。

今後、職員の意識啓発を推進し、適正な会計事務に努めてまいります。

**【建設部】**

定期監査結果については、例年、建設部現地機関に対し、指摘・指導事項の内容を周知・徹底しているところですが、平成28年度定期監査の結果を受け、建設部現地機関の長に対し、報告された全ての指摘・指導事項等について、職員一人ひとりが他人事とせず自らの課題(自分事)と捉えて、再発防止に向けて取り組むよう指示しました。

今後も建設事務所長等会議、建設事務所次長等会議などあらゆる機会を捉え、再発防止に向け周知徹底してまいります。

**【教育委員会】**

監査委員の意見を受け、直ちに局内に注意喚起を行うとともに、「まちがえやすい事例集」をあわせて周知徹底しました。

今後も適正な会計事務に努めてまいります。

	<p>【警察本部】 警察本部においては、監査委員の意見を踏まえ、次の方策により全所属に周知徹底しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>警察本部会計課長から全所属長に対する文書「定期監査の結果に関する報告に係る監査委員の意見について」(平成28年12月20日付け、事務連絡による通知、以下「会計課長通知」という。)を發出し、意見の内容を周知するとともに、対応のポイントについて徹底を図りました。</li> <li>警察署等出納員及び警察本部所属の経理責任者が一同に介する県下会計課長等会議(平成29年1月18日開催)において、警察本部長から適正な経理を徹底するよう訓示がなされ、加えて警察本部会計課長からチェックを徹底し、同じ誤りを繰り返さない対策を講じるよう出席者に指示を行いました。</li> <li>警察部内用のポータルサイト上に「間違いやすい事例集」を掲載し、本年度公表となった指導事項及び過去に繰り返された事務手続き上の失敗事例を原因と対策について挙げて、再発防止の徹底を図りました。</li> </ol>	
<p>2 大北森林組合の補助金不適正受給に関する意見</p>		
<p>(1) 債権の計画的かつ早期の回収等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>債権の計画的な回収 県は、大北森林組合に対し平成28年2月16日までに、8億7,359万余円の交付決定を取り消し、返還請求(以下「債権額」という。)しましたが、3月に1,000万円の返済があり、返済後の債権額は8億6,359万余円となりました。 その後、平成28年9月12日には、国庫へ組合分として7億491万余円(国への支払いの全体額は11億1,600万余円)を返還し、これにあわせて組合への未請求分629万余円を新たに返還請求したことにより、債権額は8億6,988万余円となりました。 組合は、抜本的経営改善方針(平成28年7月27日策定)において、「事業経営計画」及び「補助金等返還計画」を、平成29年1月までに県へ提出するとしています。 県としては、組合の返還額が多額に上ることから随時組合側と連絡をとり、実現可能で県民の理解が得られるような早期の返還計画が策定されるよう取り組んでください。また、計画策定後は、債権の計画的な回収に努めてください。組合の経営の健全化のため、事業の経営状況等を随時把握し、必要に応じて指導助言などを行ってください。</li> <li>加算金等付帯債権の取扱いの検討 本債権に係る金額は、債権額と付帯債権額(延滞金、加算金)に分けて管理しています。 付帯債権額のうち、延滞金は履行期限の延長処分をした時点で確定していますが、加算金は債権額が全て納入された後でなければ確定しません。弁済金は債権額から充当するため、延滞金や加算金は完済後請求することになります。これら付帯債権額の取扱いについて、十分検討を重ねた上で、法令等に則り適切な対応を行うようにしてください。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>債権の計画的な回収 大北森林組合に対しては、平成28年6月に県に提出された事業経営計画及び補助金等返還計画を新たな発想による事業展開や徹底した管理費の削減、増資等による経営基盤の安定等の観点から経営改善を抜本的に進め見直すよう指導してまいりましたが、平成29年1月31日に新たな事業経営計画と返還期限を50年間から今後33年間に短縮する内容の補助金等返還計画が県に提出されました。 新たな計画においては、まず平成29年度から集中改革期間と位置付ける4年間で赤字から脱却し、平成32年度までの間に確保する事業収益を、可能な限り補助金返還金等に充てるとしています。また、平成33年度以降は事業収益の一部を設備投資資金として高性能林業機械を導入するとともに新たな事業展開を図り、収益力を次第に向上させて補助金返還に充て、今後平成61年度までの33年間で分割して納付するとしています。 さらに、組合が元専務理事に対して行なった損害賠償請求等により賠償金が得られた場合は、補助金返還の追加財源として充てるほか、今後も抜本的経営改善方針に沿って組合の再生を進め、返還期間を1年でも短縮できるよう努力するとしております。 提出された新たな計画については、現在、新たな事業展開の実現可能性や管理費削減措置の妥当性などの観点から、林務部改革推進委員会のご意見も踏まえながら、その詳細について精査しているところです。組合の経営状況等については今後も随時把握し、債権の計画的な債権回収のため、必要な指導助言を行ってまいります。</li> <li>加算金等付帯債権の取扱いの検討 返還請求の補助金に係る加算金・延滞金等の付帯債権は、補助金等交付規則に基づいて課すものであり、事業者は原則として納付すべきものです。 県としては、上記1に述べたとおり、債権の計画的な回収に取り組んでまいりますが、その上で、加算金についても、法令に基づき適切に対応してまいります。</li> </ol>	<p>林務部 北安曇 地方事 務所林 務課</p>

<p>3 国庫補助金返還等への対応の着実な実行</p> <p>県は、国に対して国庫補助金の返還を行う中で、このうち組合に対して返還請求できないものについて以下のとおり対応することとしています。</p> <p>ア 国と県との時効の対象範囲の相違により組合へ補助金返還請求ができないもの組合等や元専務に対して、民法上可能な限り損害賠償請求を行う。</p> <p>イ 不用萌芽除去と指導監督費                  県職員の誤った指導により実施した事業や、県が行う指導に対する補助であり、損害賠償請求ができないため、懲戒処分対象職員の給与減額等に加え、旅費その他の事務的経費の削減により平成29年度までの2年間で対応する。</p> <p>ウ 加算金                  補助事業者に対する指導監督の不備により補助金適正化法に基づき県に対して課せられたものであるため、県としては、二度とこうした事案を起こさないという強い決意で「しごと改革」を断行し、加算金相当額以上の人件費を平成30年度までに削減する。</p> <p>また、これらの経費削減にとどまらず更なる県費の削減及び収入確保のため、全ての職員が自らの問題と捉え、県組織全体として、業務の進め方やルールの見直しを通じた人件費削減など徹底した「しごと改革」を断行し、行政コストを削減するとともに、職員の努力による収入の確保に取り組み、その結果を公表するとしています。</p> <p>県民はこのような取組を注視していますので、方針に則り確実に成果を上げるようにしてください。</p>	<p>【人事課、行政改革課】                  国庫補助金返還に当たっては、可能な限り法令に基づく返還請求や損害賠償請求を行うことに加え、懲戒処分対象者による給与減額やしごと改革などによる効率的な事務執行に取り組み、県民サービスへの影響に配慮しつつ財政的負担の軽減を図ってまいりました。経費の削減については、庁内一斉棚卸しなどを通じて、しごとの仕方の改革に取り組み、事務的経費の削減などにおいて一定の成果が出ているところです。</p> <p>平成29年度においても引き続き経費の削減などに取り組んでまいります。</p> <p>【林務部】                  国庫補助金の返還に当たっては、これまで、国と県との時効の対象範囲の相違により組合等へ補助金返還請求ができないものについては、組合等や元専務に対して民法上可能な限り損害賠償請求を行うこととしております。</p> <p>今後、さらに本事案全体に係る対応について、法的に複雑な様々な論点に対して複数の専門家の視点で方向付けを行っていただくため、弁護士等からなる委員会を設置し検討を加速させ、関係法令に基づき適切に対応してまいります。</p>	<p>人事課                  行政改革課                  林務部</p>
<p>(2) 県民への説明責任</p> <p>大北森林組合が長期にわたり補助金を不正に受給してきた事案は、その返還請求額も8億円を超え多額であることから、県民の関心は非常に高いものがあります。事案の概要、県の対応状況、返還に向けた状況、損害賠償への取組や加算金の取扱いなど、情報を県民は求めていると考えられ、県としてはこれに応えていかねばなりません。</p> <p>現在は、林務部のホームページにおいて、検証委員会の報告書、組合への補助金返還請求の経過、職員懲戒処分、国庫補助金の返還、再発防止などについての情報を掲載していますが、経過や対応状況など事案の全体像や最新の状況に関しては、わかりやすさの点において十分ではないと考えます。</p> <p>概要や進捗状況などについて、ホームページ等を活用して、県民向けにわかりやすく丁寧な情報提供を行い、説明責任を果たしてください。</p>	<p>平成28年11月15日に、大北森林組合等補助金不適正受給事案に対する県の対応の経過、事案の全体像について、説明を行いました。</p> <p>また、その際の映像や、事案について県民向けにわかりやすく解説した資料をホームページに掲載いたしました。今後も、本事案に係る説明責任を果たすため、わかりやすく丁寧な情報提供を心がけてまいります。</p>	<p>林務部</p>

<p>(3) 適切な担保</p> <p>林務部では、地方自治法施行令第171条の6第1項第1号の規定(債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき)により、履行期限の延長を行い、財務規則第256条第1項の規定により、土地・建物を担保として提供させました。</p> <p>しかしながら、担保として提供された不動産の担保価値は、平成27年度の組合の貸借対照表で2,500万円程度で、債権額の8億6,988万余円とは大きな乖離があります。財務規則第256条第3項では、財産管理者は、担保が十分でないとき認めるときは増担保の提供等を求めなければならないとしています。</p> <p>このようなことから、大北森林組合の経営状況を常に注視しながら、現在提供されている担保が適正であるかどうか随時判断し、必要な増担保の提供を受けるようにしてください。</p>	<p>県では、大北森林組合の補助金返還債権の履行期限の延長処分を行うに当たり、組合が無資力に近い状態にあることから、財務規則第256条第1項ただし書きの規定に基づき、債権額に見合う担保の提供を免除した上で、できる限りの担保として組合の所有する土地・建物を提供させております。</p> <p>平成29年1月31日には、組合から新たな「事業経営計画」及び「補助金等返還計画」が県に提出され、内容を精査しているところであり、県としては、補助金が着実に県に返還されるよう、大北森林組合の資産・経営状況を常に把握するとともに、提供されている担保が適正であるか、随時判断してまいります。</p>	<p>林務部 北安曇 地方事 務所林 務課</p>
<p>(4) 林務部コンプライアンス推進行動計画の実践</p> <p>林務部では、大北森林組合に対して長期間にわたり財務関係法令を逸脱した補助金交付事務を行い、県民の林務行政に対する信頼を大きく裏切る結果となったことを深く反省し、林務部職員が一丸となって取り組むべき行動を示した「林務部コンプライアンス推進行動計画」を、平成27年10月27日付けで策定しました。</p> <p>平成27年度は、「職員の資質向上とコンプライアンス意識の向上」「組織として不適正な行為を未然に防止するためのチェック体制の構築や林務部の組織風土の改革」「事務事業の適正化」「森林組合の内部管理体制整備を促進するための指導監督の強化」について、様々な研修を実施すると同時に制度や運用の見直しを行うなど具体的な取組を実施しました。</p> <p>取組に対する評価としては、林務部職員のコンプライアンス意識改革に向けて、事案の「自分事化」に取り組み、造林補助事業等の制度運用や森林組合指導監督の見直しの方向付けができたところですが、一方で「長野県森林づくりアクションプラン」の平成28年度以降の目標設定は、地域ごとの実行能力の把握等に時間を要するなど、行動計画の当初スケジュールから遅れている取組項目もみられます。</p> <p>こうした評価を踏まえて、平成28年度は「林務行政の信頼回復に向けた林務部改革の推進」「二度と不祥事が起きない事務事業の仕組みの定着」「森林組合の内部管理体制の整備促進」の3項目について具体的な取組事項を決めて、現在重点的に取り組んでいるところです。</p> <p>林務部においては、この取組結果についても詳細な検証を加え、なお一層の組織風土改革と適正な事業の推進に努めねばなりません。課題となる事項についてはどこにその原因があったのか、どう改善し、どのように行動すればいいのかなど十分な評価を行い、必要に応じて行動計画を見直すとともに、確実に実践していくことを求めます。</p>	<p>林務部コンプライアンス推進行動計画は、平成27年10月に策定し、平成29年3月に2度目の点検・評価の時期を迎えます。</p> <p>この間、コンプライアンス推進本部(本庁)やコンプライアンス推進会議(現地)の設置等を通じて、意識改革の取組を進めるとともに、事務事業の適正化に向け、予算編成の見直し、造林事業をはじめとした補助事業のチェック体制の強化、森林組合に対する指導監督の強化等に取り組み、一定の改善がみられています。</p> <p>これまでの見直しの論点は以下のとおりです。</p> <p>ア 「県民起点」の意識改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取組を踏まえ、意識改革を継続させる仕組みづくりが必要ではないか。</li> <li>・職員の気持ちの萎縮等が懸念される中で、森林・林業行政の歴史や県民からの期待を職員が学び直し、森林・林業の将来像を共有するような取組が必要ではないか。</li> </ul> <p>イ 風通しのよい対話にあふれた組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・係会等を通じて、所属内でのコミュニケーションを活性化させる取組を進めているが、本庁・現地、所属の中で業務の進捗や課題を共有する仕組みづくりが必要ではないか。</li> <li>・対外的なコミュニケーションを活発にするため、対外的な情報発信が必要であり、意識的に増加させるべきではないか。</li> </ul> <p>ウ しごとと改革(業務の適正化、改善、効率化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適正が判明した事務・事業だけでなく、部の事務・事業全般の適正化・効率化を進める「しごとと改革」の取組は、今年度の取組状況を整理、評価したうえで継続し、業務のスクラップも含め、改善の文化を定着させるべきではないか。</li> <li>・造林事業については、2人体制現地調査は効果が高いと評価できる一方で、業務量の増大に対応する必要がある。一部の外部委託化を含め、取組状況を踏まえた見直しを検討すべきではないか。</li> <li>・造林検査や組合検査、鳥獣被害対策、災害対応等業務量が增大している事務について、林務課全体で情報を共有するため、通常の担当業務等を超えて研修等を実施する必要があるのではないか。</li> </ul> <p>取組事項の進捗状況、本部会議での意見交換結果、現地職員等との意見交換結果、職員意識調査の結果等を踏まえ、平成29年4月までに行動計画を見直してまいります。</p>	<p>林務部</p>

<p>3 大北森林組合以外の補助金不適正受給に関する意見</p>		
<p>(1) 収入未済の解消と早期の返還請求</p> <p>ひふみ林業に返還請求している造林関係補助金が収入未済となっていますので、相手方と協議を進め早期の回収に努めてください。</p> <p>また、市町村(大町市・池田町・松川村・白馬村)に対する間接補助金で、未だ返還請求をしていないものがありますので、時効に配慮しながら関係市町村と協議を進め、早期に返還請求をしてください。</p>	<p>ひふみ林業は現在、県外を中心に事業活動を行っておりますが、返還の意思を示すとともに、分割での納付を希望しています。</p> <p>このため、決算資料等経営状況の分かる資料の提出や補助金の返還計画策定のため必要な指導を継続して行っており、早期かつ計画的に補助金が返還されるよう、努めてまいります。</p> <p>また、市町村に対する間接補助金については、関係する市町村と協議を進め、平成28年12月22日に返還請求を行ったところです。引き続き関係市町村との協議等を行い、早期に返還されるよう努めてまいります。</p>	<p>林務部 北安曇地方事務所林務課</p>
<p>(2) 加算金の取扱いの検討</p> <p>造林関係補助金について、県への返還額が確定した佐久森林組合及び松本広域森林組合に対して、平成28年9月12日に補助金の返還請求を行い、それぞれ納入後、加算金についても請求し既に納付されています。</p> <p>しかしながら、平成27年度に返還を受けた二重向地区森林整備協議会及び白馬切久保地区森林整備協議会については、加算金を請求しておらず、現段階ではこのように取り扱いに相違がありますが、両協議会の加算金が確定してから、7か月以上経過していますので、早期に取扱いを決定する必要があります。</p> <p>請求の取扱いにおいて、公平性・公正性を欠くことのないよう、十分検討を重ねた上で、法令等に則り適切な対応を行ってください。</p>	<p>二重向地区森林整備協議会及び白馬切久保地区森林整備協議会の加算金の取扱いにつきましては、法令等に則り、事案の発生状況や補助金の交付決定の取消理由等を勘案しつつ、弁護士との意見を伺いながら十分に検討を重ねたうえで、慎重に対応を行ってまいります。</p>	<p>林務部 北安曇地方事務所林務課</p>
<p>4 各部局に共通する意見</p>		
<p>(1) 税外収入未済額の解消</p> <p>平成27年度の収入未済額のうち、県税に係るものを除いた税外収入未済額の総額は25億7,094万余円で、前年度に比べ8,763万余円(3.5%)の増加となっており、なお一層の税外収入未済額の縮減に努める必要があります。</p> <p>このうち、貸付金など継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある債権の税外収入未済額は17億7,600万余円で、前年度に比べ302万余円(0.2%)の増加となっています。</p> <p>税外収入未済額は依然として多額であり、中には年々増加の一途をたどる貸付金もあります。さらに、本年度新たに未収金となったものがあり、これについても早期回収に向けた対策を講じていく必要があります。このため、引き続き平成26年3月に長野県税外収入未収金縮減対策委員会が策定した「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル」に基づき、本庁と現地機関が一体となり縮減に向けた取組を積極的に進めるとともに、減少していない未収金にあつては、それぞれの機関において、その取組のあり方の検証も含めて対応策を講じてください。</p> <p>また、民間債権回収事業者への未収金回収等業務の委託の取組は、県営住宅使用料等において滞納額が前年度より減少するなど一定の効果が認められることから、未実施の機関については導入を検討するとともに、既に導入している機関はその拡充を図るなど、未収金回収に向けた有効な対策を実施してください。</p>	<p>【税務課】 県税付帯債権の収入未済額の約97%を重加算金が占めており、そのほとんどが国税に準拠した法人事業税の修正・決定に伴うものです。</p> <p>平成27年度の収入未済額増加の特殊事情としては、地方税法違反の嫌疑(製造承認義務違反)による強制調査の結果、軽油引取税重加算金10,468,000円の決定処分があったためです。</p> <p>平成27年度未収金94,193,638円の処理状況(平成28年12月末現在)については、完納(年度内完納見込みを含む)が9,907,025円、分納中及び差押(参加差押)財産の公売待ち等が75,689,740円、執行停止及び不納欠損済が8,596,873円となっています。</p> <p>県税付帯債権については、地方税法上の徴収金の一つであり、その充当順位は本税に劣後するものと定められているため、その決定の時期や納税者の資力の状況によっては、滞納(収入未済)となりやすいという側面はありますが、本税と同様、差押え等の滞納処分を一層強化するとともに、滞納者の納付能力を見極め、調査・搜索等によっても滞納処分できる財産を発見できないときは、迅速に執行停止・不納欠損処理を行うことにより、未収金の縮減に努めます。</p> <p>【こども・家庭課】 税外収入の未済額については、平成26年度に引き続き「意見」としていただいております。縮減に向けた努力が強く求められているものと認識しています。</p> <p>児童扶養手当過払返納金の発生原因の主なもの公的年金受給(遡及決定)であり、市町村窓口や保健福祉事務所において年金給付状況を適切に把握することが重要であるため、定期支払期(4月、8月、12月)や現況届提出時(8月)の確認(年齢年金は年齢のチェック、他の公的年金等については現況届提出時に本人への確認など)を徹底するとともに、職員に対し、債権化しやすい事例について注意喚起を行うことにより、引き続き関係機関が連携して発生予防に努めてまいります。</p> <p>収入未済分については、滞納者の生活状況を把握した上で、分割納付等の完済に向けた計画的な納付を促すなど、粘り強く納付指導を行ってまいります。</p>	<p>収入未済額のある機関を所管する課</p>

<収入未済のある主なもの>

【税務課】

○県税付帯債権(延滞金等)

【こども・家庭課】

○児童福祉施設入所負担金

○児童扶養手当過払返納金

○母子父子寡婦福祉資金貸付金

【医療推進課】

○看護職員修学資金貸付金

【障がい者支援課】

○社会福祉施設入所者負担金

○心身障害者扶養共済加入者掛金

○総合リハビリテーションセンター 施設使用料

【食品・生活衛生課】

○伊那保健福祉事務所 公衆浴場設備改善事業補助金

【地域福祉課】

○保健福祉事務所 生活保護費

【資源循環推進課】

○不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金

【産業立地・経営支援課】

○県有財産貸付特約付売買契約に係る契約解除に伴う違約金

○不法占有に係る賃料相当額

○建物収去土地明渡等請求事件に係る執行費用等

○高度化資金貸付金

○設備近代化資金貸付金

○コモンズ新産業創出事業助成金

【農村振興課】

○農業改良資金貸付金

○漁業改善資金貸付金

【農地整備課】

○松本地方事務所農地整備課 入札保証金

【信州の木活用課】

○林業・木材産業改善資金貸付金

○林業・木材産業改善資金貸付金違約金

【森林づくり推進課】

○北安曇地方事務所林務課 森林造成事業補助金返還請求額

【建築住宅課】

○県営住宅使用料

○県営住宅敷地(駐車場)使用料

○県営住宅明渡請求に伴う損害賠償金

○地方事務所建築課 県営住宅一時使用料

【建設政策課】

○松本建設事務所 契約解除に伴う補償金

【河川課】

○上田建設事務所 河川占用料

【道路管理課】

○北信建設事務所 復旧工事原因者負担金

【高校教育課】

○高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金

○地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金

○高等学校等奨学資金貸付金

○高等学校等遠距離通学費貸付金

○高等学校 高等学校授業料

【医療推進課】

「修学資金貸付金未収金回収マニュアル」に沿った督促等を行い、滞納整理を計画的に実施し、未収金の縮減に努めます。特に、長期滞納者に対しては分納指導等、きめ細やかな個別対応を行います。

また、返還金の納入が計画どおりに行われぬ貸与者に対して個別指導を行い、新たな収入未済の発生防止に努めてまいります。

【障がい者支援課】

定期的な催告書の通知、継続的な電話や戸別訪問の実施、納付計画書に基づく分納による履行等により、引き続き債権回収に努めてまいります。

特に、現年分の新規滞納者については、長期の滞納につながらないように、電話や文書等により納入意識の向上に努めてまいります。

【食品・生活衛生課】

一括納付は困難なものの、分割による返済を誓約し履行延期特約が行われていること、また、現状把握に努め、定期的な連絡も保たれていることから、引き続き保健福祉事務所において支払誓約どおりの返還を促し、収入未済額の縮減に努めてまいります。

【地域福祉課】

生活保護費返還金については、福祉事務所と連携し、以下の対策を講じることにより、返還金発生の未然防止と早期納入指導を図ってまいります。

- 1 被保護者世帯の収入の無申告、過少申告を未然に防止するため、保護開始時や定期的な訪問時に収入申告の必要性及び申告義務の制度説明を繰り返し行い、周知を図ります。
- 2 関係機関の協力を得て、課税調査、年金受給状況調査等を実施し、被保護者の収入状況を把握します。
- 3 不正受給の場合には、事前の本人の申し出により保護費を支給する際に返還金を徴収することが可能となった(H26.7～)ので、同制度を活用して未収金の回収を進めます。
- 4 被保護者世帯に分納誓約を徹底させるとともに、計画的な消費生活を行い、返還できるよう指導を行います。  
また、催告通知や電話催告、戸別訪問を強化し、早期納入を図ります。それでも、なお徴収ができないものについては、債権の免除等を検討することとし、不納欠損処分を行える条件に合致した場合にはその処分に取り組んでまいります。
- 5 福祉事務所の債権管理担当者を対象に研修を実施し、債権の適正管理や回収の推進に必要な知識・技術等、実務能力の向上を図ります。

【資源循環推進課】

不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金については、平成12及び14年度に行われた不法投棄産業廃棄物の撤去に関連した行政代執行経費に係るもので、原因者に対して不真正連帯債務として全額求償しており、個別訪問、電話や文書による督促、銀行預金や不動産等の資産調査を実施するなど未収金の解消に努めています。

求償の相手方の死亡や法人の解散等により求償が困難になってきておりますが、「捨て得は許さない」という観点から、原因者責任を最後まで追及する姿勢で、引き続き粘り強く取り組んでまいります。

また、民間債権回収事業者への委託については、行為者が限られ、状況も把握できていること、及び今までの事務を通じて一定の人的つながりができており、委託によりかえって事務が停滞するおそれがあることから、現時点では職員による徴収が有効と考えております。



**【産業立地・経営支援課】****○高度化（設備近代化）資金貸付金**

平成19年度から、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「調査・アドバイザー業務」を活用することにより、債権回収会社（サービサー）に延滞債権の調査を委託して、債務者の現況調査や担保物件の評価等の債権調査を実施しています。更に、平成20年度からは、一層迅速・効率的に未収金の処理を進めるため、債権調査を実施した延滞債権について、県単独事業により、当該サービサーに債権回収を委託しています。また、1件当たりの滞納額が比較的少ない設備近代化資金貸付金については、職員による債権調査及び債権回収を進めているところで

す。

平成27年度は、連帯保証人からの回収に努め、両資金あわせて5,810,500円を回収しました。

今後も、債権回収を促進するとともに、債権調査等の結果、回収が困難な延滞債権については、県議会の議決を経て債権放棄を行うなど収入未済の縮減に努めてまいります。

**○県有財産貸付特約付き売買契約解除に伴う違約金・不法占有に係る賃料相当額・建物取去土地明渡等請求事件に係る執行費用等**

これまで訪問等により督促等を行っておりますが、相手方が支払に応じないため、強制執行による債権回収についても検討します。しかしながら、すでに事業停止の状況であり、回収が困難な延滞債権であると思われるため、引き続き調査の上、県議会の議決等の手続を経て、不納欠損を行うなどの対応についても検討してまいります。

**○コモンズ新産業創出事業助成金**

助成金返還対象者は、平成23年10月に破産手続廃止の決定が確定しており、回収が困難な延滞債権であると思われるため、引き続き調査の上、県議会の議決等の手続を経て、不納欠損を行うなどの対応を検討してまいります。

**【農村振興課】**

滞納者や連帯保証人に対する電話、面談等による定期的な督促及び滞納者の実情に応じた分割納入等の指導を行い、引き続き償還を促してまいります。

また、長期未納の事案については「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル」に基づき、費用対効果を見極め、法的措置を検討するとともに、債務者や連帯保証人の状況により回収不能と判断される場合は、債権放棄、不納欠損処理を検討してまいります。

**【農地整備課】**

工事を一旦落札した請負業者が落札決定辞退届を提出したことにより、支払義務が生じた入札保証金について未収金となっております。

請負業者については平成24年5月に破産手続が開始されており、破産管財人から破産債権について一部配当がされた後、平成27年5月に破産手続廃止の決定がされ法人格が消滅しています。

平成27年8月5日に財務規則第251条の規定に基づき、滞納繰越金の徴収停止を決定しており、税外収入未済額の解消は困難であるため、今後は時効が成立する平成37年8月に、財務規則第264条の規定に基づき、不納欠損処分に向けて手続きを進めます。

**【信州の木活用課】**

地方事務所及び関係機関と連携して、滞納者に対する電話や面談等による定期的な督促や分割納入等の指導を行い、引き続き縮減に努めてまいります。

また、民間債権回収業者への業務委託の導入について、関係機関や金融機関を介した償還事務を行っている現状を踏まえつつ検討するなど、さらに有効な対策を実施してまいります。

**【森林づくり推進課】**

森林造成事業補助金に係る税外収入未済額については、本件債務者が返還の意思を示していること、また、分割での納付を希望していることから、決算資料等債務者の経営状況の分かる資料や補助金の返還計画を提出するよう、重ねて指導しています。

債務者は、現在、県外を中心に事業活動を行っておりますが、早期かつ計画的な補助金返還がなされるよう、「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル」に基づき、現地機関と連携して対応してまいります。

また、本件では債務者が返還の意思を示していること、現在も返還計画の作成等の協議を行っていることから、民間債権回収事業者への未収金回収等業務委託は検討しておりません。

**【建設政策課】**

契約の解除に伴う補償金の返還については、法的手段により回収を進めてきましたが、債務者に返済資力がなく収入未済の解消には至っておりません。

また、債務者が死亡したことにより相続が発生しており、債務者が特定されていないことから、相続手続の状況を注視しながら対応してまいります。

**【道路管理課】**

古牧橋復旧工事原因者負担金については、原因者の経済状況が厳しく一括納付が困難なため、原因者から提出された納付計画書に基づき分納により収入しています。

負担金の発生経緯等は当課でも把握しており、引き続き計画に基づき確実に納付されるよう、北信建設事務所とともに状況を確認してまいります。

**【河川課】**

生活困窮、経営不振等により納期限までに納付しない者に対しては、河川法等に基づき、納期限から20日以内に督促状を交付し、納付を促しています。

督促に応じない滞納者に対しては、文書や電話、訪問等により催告を行い、未収金の解消を図るとともに、河川法等に基づき延滞金を徴収しています。

これらの取扱いについては「河川占用料徴収事務の適正化について（通知）」（平成25年1月18日付け24河第317号、同日付け事務連絡及び平成27年1月15日付け26河第387号）を建設事務所あて発出し周知しており、定期的に調定状況一覧を出力し、収入未済の状況を複数職員によりチェックする体制を確保するなどの対応を依頼しています。

また、取扱通知文書のJ S N通知集への掲載、建設事務所担当者会議での周知徹底、建設事務所での事務調査、定期的な状況の把握及び収納取組強化月間（12月）における集中的な取組等により、引き続き未収金の解消に努めてまいります。

特に未納状態が継続している滞納者に対しては、「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル」に基づき対応を進めるとともに、河川占用料が強制徴収可能な公債権であることから、一定期限までに納付されない場合には財産調査及び滞納処分を行う旨の予告文書により催告し、効果を上げています。

なお、河川占用料の収入未済額は、99%以上が一者の大口滞納者によるものであり、現在毎月30万円を分納しているところですが、経営状況を踏まえ、きめ細かにフォローすることにより、早期の未収金解消に努めてまいります。

	<p><b>【建築住宅課】</b>                  県営住宅使用料、県営住宅敷地（駐車場）使用料及び県営住宅明渡請求により契約解除となった者に係る損害賠償金の収入未済額縮減については、年度当初に定める徴収対策の中で滞納繰越分滞納整理強化期間を設定し、地方事務所及び管理代行者の住宅供給公社と連携しながら、集中的かつ効率的な滞納整理を実施しています。                  長期滞納者への建物明渡請求、支払督促の実施や給与差押等の強制執行など、法的措置を事案に応じて適正に講じ、連帯保証人からの徴収にも積極的に取り組みます。                  地方事務所における県営住宅一時使用料の未収金の削減については、粘り強く債務者に催告を行うとともに、債権回収事業者への収納委託を検討します。                  所在不明など徴収不能案件を見極め、徴収停止や不納欠損処理など適切な処置を講じてまいります。</p>	
<p>(2) 物品購入における競争性の確保と経費節減努力</p> <p>財務規則第136条の2では、10万円未満の物品購入については一者随契も可能になっていますが、複数業者からの見積徴取や単価契約の導入など、様々な工夫を凝らして経費節減に取り組んでいる機関がありました。その一方で、多くの機関ではほとんどの物品を一者随契により、特定業者から購入している状況が見受けられました。ルール違反ではないとしても、経費節減に向けて意欲を持って取り組んでほしいものです。</p> <p>また、同様の物品を購入する際は、計画的にまとめた上で10万円以上となった場合は、公募型見積合わせにより調達することが望ましいところですが、短期間に複数回にわたり10万円未満で購入している事例も散見されました。</p> <p>経費の節減努力については、「平成26年度定期監査の結果に関する報告」においても、競争性を確保する工夫の必要性について意見を述べていますが、現状では、それが反映されていない結果となっています。</p> <p>この際、購入する物品等は、県民の貴重な税金で賄われているということ、改めて認識し、経済的に有利となる物品購入に向けた取組を積極的に推進してください。</p>	<p><b>【高校教育課】</b>                  高等学校等奨学金等貸付金の返還に係る収入未済額の解消に向けては、借受人への文書等による催告を行うなど厳正に対応することにより、今後も引き続き収入未済額の解消に努めてまいります。</p> <p>特に、高等学校等奨学金貸付金、高等学校等遠距離通学費貸付金並びに高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金に係る収入未済額については、平成26年度から継続して債権回収業務を民間の債権回収事業者（サービサー）に委託し、体制の強化を図っております。その債権回収事業者と協力しながら借受人及び連帯保証人に対して電話及び文書による催告をより多く行うなど厳正に対応することにより、債務者との接触を図り未収金の回収に努めております。効果が上がっていることから、今後委託する対象者の拡大等についても検討していく予定としております。</p> <p>また、新たな未収金の発生防止のため、口座振替による分割払いを行い、返還者の利便性の向上と確実な納付を図っております。更に、現在の取り扱い金融機関は八十二銀行と長野県信連のみですが、平成29年4月から新たに全国のゆうちょ銀行での取り扱いを開始することにより県外金融機関からの引き落としも可能とする等、更なる利便性向上に努めてまいります。</p> <p><b>【危機管理部】</b>                  危機管理部においては、災害対応など物品購入に際して緊急性を要する場合もあり、全ての物品について一律に対応することは困難ですが、共通的事務用品等については、一括購入や公募型見積合わせの積極的な活用など、今後も経費節減に向け取組を進めていきます。</p> <p><b>【企画振興部】</b>                  物品の調達にあたっては、在庫や年間使用見込等を把握し、計画的にまとめて調達するなど、経費節減に努めてまいります。</p> <p>また、現地機関に対しては、計画的にまとめた上で公募型見積合わせを行うなど、経済的に有利な調達となるよう取組を依頼してまいります。</p> <p><b>【総務部】</b>                  物品購入については、単価契約物品や共通事務用品一括購入にて購入することを基本とし、それ以外で予定価格が2万円以上となる物品については、公募型見積合わせにより調達をしております。</p> <p>2万円未満の物品については、計画的にまとめて調達するなど、積極的な取組に努めてまいります。</p> <p><b>【県民文化部】</b>                  県民文化部においては、短期間に複数回の一者随契という処理を確認した事例はありませんが、県民からの貴重な税金を財源として事務執行していることを改めて認識し、経費節減に努めてまいります。</p>	<p>各部局                  主管課                  警察本部</p>

## 【健康福祉部】

当部では、平成27年度行政監査に係る意見への対応として、AEDを調達する際、本庁各課の購入分をまとめて発注することにより、より安価で効率のよい方法となるよう、現在他部局や調達担当課と仕組みづくりを検討しており、経費削減となるよう意識を持って取り組んでいるところです。

こうした取組や、現在取り組まれている工夫を凝らした取組を情報共有するなど、現地機関を含め経費削減に向けた意識向上に努めてまいります。

## 【環境部】

厳しい県財政の状況や、県民の貴重な税金で賄われているということを念頭に、少しでも節約、節減できるよう、意見も踏まえ物品購入事務にあたってまいります。

## 【産業労働部】

10万円未満の消耗品については、一括購入により調達を行うよう取り組んでいるところです。

緊急に調達しなければならないものを除き、複数業者からの見積徴取や公募型見積もり合わせの積極的な活用をするなど、経費節減に向けた取り組みを図ります。

## 【観光部】

監査委員意見を受け、10万円未満の物品であっても業者間の価格設定の差が大きいと見込まれる場合は複数業者から見積を徴取する等、経費削減に取組むことを部内に周知しました。

## 【農政部】

物品の購入にあたっては、契約・検査課実施の一括購入を活用し、計画的にまとめた購入となるよう取り組んでいるところです。

また、購入数量の算出にあたっては、必要最低限の購入量となるよう在庫や使用数量等の正確な把握を徹底し、引き続き経費節減に向けて取り組んでまいります。

## 【林務部】

物品購入においては、経済的に有利に調達するため、契約・検査課による一括購入や単価契約を積極的に活用するよう取り組んでおります。

監査委員意見を受け、今後は、業者間の価格差が大きい物品は、計画的にまとめた上で公募型見積合わせを行う等、更なる経費削減に努めてまいります。

## 【建設部】

事務用品については、一括購入などにより計画的にまとめて調達しているところであり、引き続きこうした取組により経費節減に努めてまいります。

また、建設部各所属に対し、経済的に有利になる場合はまとめて調達するなど経費節減に向けた取組を推進するよう周知しました。

## 【教育委員会】

物品の購入にあたっては、契約・検査課実施の一括購入や単価契約を活用するなどし、今後とも経費の節減に取り組んでまいります。

## 【警察本部】

会計課長通知により、10万円未満の物品購入についても積極的に公募型見積合わせを行うことに努め、1者随契とならないようにするとともに、経済的に有利となる物品購入に向けた取組を行うよう全所属に徹底を図りました。

<p>(3) 公務中の交通事故防止</p> <p>公務中の交通事故による損害賠償は、平成27年度に開催された長野県議会定例会において専決処分報告等があったものが、57件、1,510万余円となっており、前年度と比較して、金額では299万余円減少しているものの、件数では12件増加しており、人身事故も4件増加しています。また、損害賠償とは別に、公用自動車の修理等の費用も必要になっています。</p> <p>公務中の交通事故は、県に財産的な損害を発生させ、県の業務運営にも支障を生じさせるばかりか、職員の生命・身体の安全にもかかわるものです。特に、県が加害者となる交通事故は、県行政に対する県民の信頼を損なうことにもなりかねません。</p> <p>公用自動車の運転に当たっては、職員一人ひとりが安全運転に努め、事故防止に留意するとともに、職場ごとに安全運転の取組方法を工夫することにより法令遵守の徹底を図ってください。</p>	<p>【人事課】 公務中の交通事故の防止については、毎年4月に、職員に対し交通法規の遵守等を周知するとともに、所属の管理監督者に対しても安全運転に関する職場研修の実施、出張前の安全運転の声掛けなどの具体的な取組を実施するよう周知徹底しています。</p> <p>また、各圏域においては、警察署職員に講師を依頼し交通安全に関する研修会を開催するなど、職員の交通安全意識の向上を図っているところです。</p> <p>公務中の加害による交通事故は県行政に対する信頼を損なう恐れもあることから、職員に周知するとともに、職場における安全運転に関する取組を進めてまいります。</p> <p>【警察本部】 警察本部では、毎月、主な公用車の交通事故の発生状況を「監察通報」として全所属に対して発出し、交通事故防止に対する注意喚起を行っています。</p> <p>また、平成28年2月には、警察職員による交通事故、交通違反抑止を図るため、総合対策を策定し、警察本部長通達「警察職員による交通事故、交通違反抑止のための新たな総合対策の実施について」を発出し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全運転マインドの浸透</li> <li>○ 職員の基本的運転技能の向上</li> <li>○ 厳正な処分措置等</li> </ul> <p>を基本的な3本柱として、対策を推進しています。</p> <p>更に、会計課長通知により、交通事故に係る公用車の修理費用、賠償金の支払など不要不急の県費支出の削減に努め、更なる交通事故防止について徹底を図りました。</p>	<p>人事課 警察本部</p>
<p>5 部局ごとの意見</p>		
<p>(1) 税外収入未済額の解消</p> <p>県税付帯債権（延滞金等）において、収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <p>なお、縮減に向けて、より効果的な方策を実施してください。</p>	<p>4 (1)に記載</p>	<p>総務部 税務課</p>
<p>(2) 税外収入未済額の解消</p> <p>児童扶養手当過払返納金において、収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <p>なお、縮減に向けて、より効果的な方策を実施してください。</p>	<p>4 (1)に記載</p>	<p>県民文化部 こども・家庭課</p>
<p>(3) 税外収入未済額の解消</p> <p>看護職員修学資金貸付金において、収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <p>なお、債権回収業者への委託など、より効果的な方策を実施してください。</p>	<p>4 (1)に記載</p>	<p>健康福祉部 医療推進課</p>
<p>(4) 税外収入未済額の解消</p> <p>社会福祉施設入所者負担金において、収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。</p> <p>なお、縮減に向けて、より効果的な方策を実施してください。</p>	<p>4 (1)に記載</p>	<p>健康福祉部 障がい者支援課</p>
<p>(5) 税外収入未済額の解消</p> <p>高等学校等奨学金貸付金、高等学校等遠距離通学費貸付金、地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金並びに高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金において、収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <p>なお、債権回収業者への委託の拡充など、より効果的な方策を継続的に実施してください。</p>	<p>4 (1)に記載</p>	<p>教育委員会 高校教育課</p>

(6) 借受料の見直し	<p>1 松本空港管理事務所では、管理事務所事務室及びVIP室185.25㎡について、月額で事務室等賃料を4,600円/㎡、管理費を3,100円/㎡で借受けており、毎月1,540,533円、年間18,486,396円を支出しています。空港建設費等をベースに松本空港ターミナルビル株式会社が設定している金額とはいえ、高額な借受料です。借受不動産通知に基づき、相手方と毎年度協議し、適正な借受料となるように見直しを行ってください。</p>	<p>空港ターミナルビルは、旅客が航空機に乗降するのに必要な手続きや待合わせをする施設であるとともに、ハイジャック防止等の保安対策や滑走路、航空灯火など大規模施設の維持管理を行うにあたり重要な施設であり、県内に類似する施設はなく借受料の比較はできない状況です。</p> <p>県では、平成28年6月に「信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針」を策定し、新たな国際線ターミナルビルの開設を「空港の国際化」に向けた方策の一つとしています。</p> <p>今後、松本空港管理事務所事務室等の借受料について、松本空港ターミナルビル株式会社と協議するとともに、国際線ターミナルビルの開設が具体化していく中で、検討してまいります。</p>	<p>企画振興部 交通政策課 松本空港管理事務所</p>
<p>2 佐久建設事務所では、職員等が利用するための駐車場を民間から借り受けていますが、借受料は平成19年度に固定資産税課税標準額を基に算出した金額を参考に、1台2,500円～3,000円/月としています。</p> <p>借受不動産通知に基づき、相手方と協議し、適正な借受料となるよう見直しを行ってください。また、利用されていないスペースもあることから借り受ける必要性についても精査してください。</p>	<p>公用車及び職員が通勤に使用する自動車の駐車用に借りている民間駐車場の借受料については、「借受不動産通知」に基づく協議を貸主と行っていきます。</p> <p>借受台数についても、必要台数を踏まえて協議してまいります。</p>	<p>建設部 佐久建設事務所</p>	
<p>3 千曲警察署では寂時職員宿舍敷地1,475.00㎡(約447坪)について、年間2,129,594円の借受料(約1,443円/㎡)を支払っています。この金額は平成2年4月1日に契約締結し、近傍実例価格から比準した価格により算定したもので住宅用地であるにもかかわらず、商業地を基準として決定しています。相手方と借受料の協議をする場合には、その土地が商業地であるか住宅地であるかを確認したうえで、その類似の土地の価格と比較するように改善してください。</p> <p>また、借受不動産通知の改正を受け平成24年度から単価交渉を行っていますが、現行借受料は、住宅用地の固定資産税課税標準額から算定する額とは乖離が見られることから、引き続き、適正な借受料となるよう交渉を継続してください。</p>	<p>【警察本部】</p> <p>意見のとおり、千曲警察署の現行借受料と住宅用地の固定資産税課税標準額とに乖離が見られることから、警察本部から千曲警察署に対して、今後地権者と乖離をなくす交渉を継続して行うよう指導しました。</p> <p>また、警務部長通達により財産管理者宛に「適正な会計事務処理の徹底について」(平成28年12月14日付け)を发出し、次の2点について指示しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 適正な借受料の設定 新たに土地を借り受ける時は、借受不動産通知に基づき、適正な借受料の設定に努めること。</li> <li>2 借受料の変更協議 契約後の借受料は、借受不動産通知に基づき、毎年算定を行い、算定額と借受料に乖離があった場合は、適正な借受料となるよう地権者と協議を行うこと。</li> </ol> <p>【千曲警察署】</p> <p>委員監査における意見を受け、平成28年10月、住宅用地の固定資産税課税標準額から算出した額(以下「算定額」という。)及び近傍実例価格を踏まえ、地主との面談による直接交渉を実施しました。結果は、地権者の事情により不調に終わりましたが、現行借受料と算定額との乖離が解消されないことから、今後も引き続き近隣の相場を勘案しながら、借受料を段階的に引き下げるなどの交渉を粘り強く行っていきます。</p> <p>また、新たに土地を借り受けようとするときは、警察本部から发出された平成28年12月14日付け警務部長通達「適正な会計事務処理の徹底について」及び借受不動産通知に基づき、借受料決定の経過を明らかにするとともに適正な価格設定に努めます。更に算定額の変動とともに毎年借受料を見直し、適正な借受料となるよう努めてまいります。</p>	<p>警察本部 千曲警察署</p>	

<p>(7) 松本児童相談所の一時保護所の整備の推進</p> <p>一時保護所は、緊急に保護が必要な子どもを一時的に保護する施設でその重要性は増している状況であることから、部屋の改修など生活環境の整備を進めていく必要があります。</p> <p>松本児童相談所において、受け入れる子どもによっては個室が必要な場合がありますが、宿泊室数が足りないため他の児童福祉施設へ一時保護委託しているという実態や、教室が狭いためゆとりあるスペースでの学習ができないという居住・学習環境の改善の必要性が認められました。</p> <p>緊急に必要となった場合に施設が利用できなければ、福祉の充実が図られているとは言えないことから、現場の実態を随時把握し、計画的に整備を進めてください。</p>	<p>【こども・家庭課】</p> <p>平成28年5月に実施された松本児童相談所委員監査において、一時保護されている児童の居住・学習環境の改善に係る指摘を受け、松本児童相談所と情報共有を図り、9月補正予算において宿泊室及び教室の改修費を計上しました。</p> <p>また、29年度当初予算案においては宿泊室で使用する暖房機等の設備更新に係る経費を計上しました。</p> <p>引き続き現場との情報共有を図り、一時保護所の居住・学習環境改善に努めてまいります。</p> <p>【松本児童相談所】</p> <p>教室が狭いことによる保護児童への影響や、個室対応の現状を、逐一こども・家庭課へ報告し、教室及び居室の環境改善を求めました。</p> <p>また、老朽化した建物や設備の修繕・更新や不審者の侵入を防ぐためのフェンス設置など、保護児童の安全安心な環境を整えるために必要な予算を要求しました。</p> <p>今後も、保護児童の状態に合わせた居住・学習環境を整え一時保護所の役割を果たしつつ、施設の現状を随時報告し、保護児童の生活環境の改善に取組みます。</p>	<p>県民文化部</p> <p>こども・家庭課</p> <p>松本児童相談所</p>
<p>(8) 生活保護費返還金等の未収金等縮減対策</p> <p>伊那保健福祉事務所の生活保護費返還金については、平成27年度末債権で1,451万余円、税外未収金では1,264万余円となっており、合計2,716万余円と全保健福祉事務所の中で、最も多額の返還額（未収額）が生じているため、回収に向けた対応を推進する必要があります。</p> <p>しかしながら、納期限までに納入されなかった場合には、20日以内に督促状を発するという、返還を求める上で必要な徴収事務を行わなかったことに加え、滞納者から返還を求めるために有効な個別訪問活動についても、十分になされていなかったという状況は誠に遺憾です。</p> <p>伊那保健福祉事務所は平成28年8月現在で、保護率が全保健福祉事務所の平均3.2パーミルに対して3.7パーミルと高く、また、ケースワーカーの一人当たり 担当世帯数は県平均の約1.6倍の47.6世帯となっています。</p> <p>所の実情を踏まえた上で、事務の改善を図り、体制を見直すなど効率的な事務の執行に努め、未収金等の縮減に向けて、職員が一丸となり、組織的に対応するようにしてください。</p>	<p>平成28年度の未収金対策においては、督促状の発付を納期限後20日以内に実施したほか、滞納繰越金に対する履行催告の実施、各債務者（相続人を含む）に対して訪問などの方法により個別に納付依頼をするなど、各職員がそれぞれの立場で未収金回収に努めてまいりました。</p> <p>この結果、平成27年度未収金の回収が14万円余であったのに対し、平成28年度は74万円余と昨年の5倍以上の金額を回収しております。</p> <p>また、平成28年度は課税状況調査を組織的に一斉実施するなど、債権の発生抑止に向けた取組も行ってまいります。</p> <p>さらに、職員数も平成28年4月から係長1名を増員して2係体制にするなど体制づくりも順次進めています。</p> <p>今後とも未収金の縮減に向けて、組織的な対応に努めてまいります。</p>	<p>健康福祉部</p> <p>伊那保健福祉事務所</p>
<p>(9) 看護師等修学資金貸付金の適切な債権管理</p> <p>長野県看護職員修学資金貸付金は、看護職員を養成する学校等で専門知識を習得し、県内施設等において看護職員として従事しようとする者に貸与し、卒業後県内施設等に5年間勤務する場合などには返還を免除しますが、条件を満たさない場合は返還することになっています。</p> <p>返還対象か免除対象かの確認は、学校等から県に提出される書類により行っており、退学した場合には返還対象者に、卒業した場合はその直後の進路の状況により返還対象者又は免除対象者のいずれかに分類し、貸付金の債権管理をしています。</p>	<p>従来から行っていた就業後5年目の貸与者に対する通知に加え、平成28年度は新たに就業後3年目、4年目の貸与者の就業状況の確認をし、適切な債権管理を行うよう努めます。</p>	<p>健康福祉部</p> <p>医療推進課</p>

<p>卒業時に就業等により免除対象となった者については、就業後5年目になった時点で県から免除申請書の提出を求めています。その間に離職し、要件を欠いていたとしても確認できないため、適切な債権管理を行っているという難しい状況です。</p> <p>現在、貸付金の収入未済額が増加している状況を踏まえて、毎年度就業状況を確認するなどにより、債権管理を行うように努めてください。</p>		
<p>(10) 長野県森林づくりアクションプランの見直し</p> <p>「長野県森林づくりアクションプラン」は、平成23～32年度までの10年間で、特に重点を置いて実施すべき施策等の実行計画であり、その中のひとつとして「計画的な間伐の推進」を掲げ、地域資源の活用を向上させるために必要な民有林における間伐面積や搬出材積の数値目標を設定しています。</p> <p>従来、この間伐面積等の目標値は、森林簿データから機械的に抽出した情報で設定していたことから、過重な計画による無理な予算の執行が、補助金不適正受給をもたらした発端でした。</p> <p>こうしたことから、林務部では、現在、現地機関等と協力し、地域の実情を考慮して、間伐面積の目標値を設定していくとしています。</p> <p>設定された数値が実現可能なものかどうか慎重に精査した上で、必要に応じてアクションプランを見直し、それぞれの地域において適量で実効性のある森林整備事業を推進してください。</p>	<p>「長野県森林づくりアクションプラン」の目標設定の際には林業事業者の能力など地域の実態の反映が不十分であったとの反省を踏まえ、現在、後半（平成28年～32年）の目標について、地域の実行能力の評価を行った上で、より実効性の高い目標となるよう見直しを行っています。</p> <p>地域の目標設定に当たっては、間伐実績等の最新の統計資料を活用して林業事業者等の実態を把握し地域の実行能力等々を評価し、現地機関とも連携を取りながら検討してまいります。</p>	<p>林務部 森林政策課</p>
<p>(11) 長野県森林づくり県民税の有効活用</p> <p>県では、森林づくりの実施やその他の施策に要する経費の財源を確保するために、条例に基づき長野県森林づくり県民税を賦課徴収しています。</p> <p>平成26年度の個人、法人を合わせた税収額は、6億6,640万余円で、そのうち6億3,567万余円が事業に活用されています。</p> <p>しかしながら、平成27年度では、税収額は6億6,269万余円でしたが、活用額は4億3,996万余円にとどまり、2億2,000万円程度が活用されませんでした。</p> <p>本税は、県土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等の多面にわたる機能を有する森林から全ての県民が等しくその恵みを受けていること並びにこれらの機能を持続的に発揮させるための森林資源の利用及び活用による継続的な森林づくりが重要であることに鑑み、県民から貴重な財源をいただいているものですので県民にとって有効な事業を積極的かつ適正に推進するようにしてください。</p> <p>また、県民税は平成29年度をもって課税期間が満了しますが、その後について幅広い議論による検討を要望します。</p>	<p>県では、森林の多面的な機能を持続的に発揮させ、健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、森林の恩恵を受けている県民全体で森林づくりを支えていく新たな仕組みとして、平成20年度から「長野県森林づくり県民税」（以下、「森林税」という。）を導入しました。</p> <p>平成20年度から平成24年度までの5年間で約2万1千ヘクタールの間伐支援、地域による施業集約化の進展、森林整備に対する関心の高まり等の成果があったところです。また、平成25年度からは、間伐材等の森林資源の利活用による継続的な森林づくりにも取り組んでまいりました。</p> <p>一方で、現在、未整備の里山の多くには所有規模が細かい森林が残っており、一度に広範囲をまとめて整備することが困難であるため、近年では間伐の実績が低下傾向となっていることから、平成29年度の予算執行においては、森林税をこれまで以上に有効に活用できるよう検討してまいります。</p> <p>また、森林税は、平成29年度に第2期の最終年度を迎えることから、今後、整備が必要な里山の状況等をしっかりと分析し、「みんなで支える森林づくり県民会議」や「長野県地方税制研究会」などの意見を伺った上で、慎重かつ丁寧に検討を行ってまいります。</p>	<p>林務部 森林政策課</p>



<p>(12) 森林整備地域活動支援交付金事業の適正な執行</p> <p>「森林整備地域活動支援交付金事業」は、森林経営計画の作成促進や施業集約化の促進等を図ることを目的に、市町村等が行う事業に要する経費に対して交付するものです。</p> <p>これらの事業は、交付金等を交付した当該年度には、森林経営計画の策定や間伐が完了することを求めているが、翌年度又は森林経営計画期間内までに実施することとされていることが特徴です。</p> <p>このように、間伐等の実施が翌年度以降になるため、交付金等を交付した事業で計画された間伐等が、実際に行われたかどうかについて把握していく必要がありましたが、従来、十分に進捗管理を行わずに一部不適切な事業の執行を行っていたことが会計検査院から報告されました。そのため、平成28年度からは3種類の点検シート（A交付申請、B実績報告、C交付後要件）を用い、地方事務所、市町村（事業主体）、林業事業者（交付対象者）間で事業の進捗状況等を確認し合うように変更したとのことです。事業が公正かつ円滑に推進できるよう、本点検シートを有効に活用し、複数の関係者間で情報を共有しながら、進捗管理を確実に実行し、漏れのないようにしてください。</p>	<p>【森林政策課、地方事務所林務課】</p> <p>平成28年度からは点検シートを活用し、半年ごと年2回の定期報告により、地方事務所、市町村（事業主体）、林業事業者（交付対象者）間で相互に交付後要件の進捗状況の確認を行っており、結果については翌年度に集計を行うことで、交付後要件の進捗管理の把握を進めているところです。</p> <p>今後も適切に活用を進めるため、会議等を通じて関係者に周知徹底を図っていくことにより、地方事務所、市町村（事業主体）、林業事業者（交付対象者）が連携しながら事業内容や確認すべき事項の把握を進め、交付金を交付した翌年度までに行うこととされている間伐の実施等の確実な進捗管理を行うことで、適正な事業執行に努めてまいります。</p>	<p>林務部 森林政策課 地方事務所林務課</p>
<p>(13) 河川・道路占用料の徴収漏れ等の再発防止</p> <p>建設事務所では、河川・道路占用料の未徴収事案が多数判明するとともに、長期にわたり未徴収となっていた事例もあり、累計金額はもとより時効により徴収不能となった金額も多額に上っています。また、毎年度、調定遅延等も発生しており誠に遺憾です。</p> <p>こういった事案の再発を防止するためには、建設事務所において随時調査を行うことはもとより、本庁においても定期的に事務の執行状況調査を実施し継続的にチェックしていくことが必要です。</p> <p>また、使用しているシステムは必要な情報を網羅しており利用しやすいものであるのか検証し再構築を図ること、初任者が見ても誤りが生じないわかりやすい事務処理マニュアルへ改訂すること、職員に対する研修が実践的なものとなるよう強化することなど適正な事務処理が確実に実行される体制を確立してください。</p> <p>なお、徴収可能額については、相手方と折衝を進め早期の収入に努めてください。</p>	<p>【道路管理課】</p> <p>1 事務執行状況の継続的な確認について</p> <p>平成27年度から行っている建設部現地機関事務事業執行状況調査を平成29年度以降も引き続き実施し、現地機関の事務処理の状況を確認するとともに、調査に併せて業務遂行上の課題や改善点などについて意見交換を行い、現地機関と意識を共有しながら徴収漏れの再発防止や事務処理の改善に取り組んでまいります。</p> <p>また、調定遅延が発生しないよう、4月当初に管理係長会議を開催し、確実に調定処理と納入通知書の発送が行われるよう、徹底してまいります。</p> <p>2 システムの再構築について</p> <p>現在、道路占用台帳システムの改修作業を行っており、新たなシステムでは、本庁でも現地機関の事務処理状況が随時確認できるようにするとともに、制度改正等の際には一括してデータを修正し、各事務所における修正漏れが発生しない仕組みといたします。</p> <p>また、データ入力時のミスを極力少なくすることができるシステム作りを努めてまいります。</p> <p>3 事務処理が確実に実行される体制づくりについて</p> <p>道路占用許可及び占用料の徴収に関する事務処理マニュアルについては、27年度も見直しを行いました。更にわかりやすいものとなるよう、現地機関の意見も聞きながら内容の充実を図ってまいります。</p> <p>また、電線共同溝事業に関する長野県独自のマニュアルが無かったため、現在、「電線共同溝整備事務処理手引（仮称）」の作成に取り組んでいます。この手引書には、一連の事務処理の流れや、事務処理毎の所管課（係）を明示するなど改善を図ってまいります。</p> <p>併せて、電線共同溝整備事業の実施状況、許可手続等の進捗管理を、道路管理課においても行うとともに、事業の流れを再度、担当課長（係長）会議等で周知し、事務処理に遺漏の無いように徹底してまいります。</p> <p>4 その他</p> <p>電線共同溝事業に係る道路占用料未徴収額については、平成28年11月末をもって徴収が完了いたしました。</p>	<p>建設部 道路管理課 河川課 建設事務所</p>

## 【河川課】

- 1 事務執行状況の継続的な確認について  
河川課で実施している河川占用許可事務等に係る事務調査に加え、平成27年度から建設部として実施している建設部現地機関事務事業執行状況調査を平成29年度以降も引き続き一体的に実施し、現地機関の事務処理の状況を確認するとともに、調査に併せて業務遂行上の課題や改善点などについて意見交換を行い、現地機関と意識を共有しながら徴収漏れの再発防止や事務処理の改善に取り組んでまいります。  
また、調定遅延が発生しないよう、4月当初に担当係長会議を開催し、確実に調定処理と納入通知書の発送が行われるよう、徹底してまいります。
- 2 システムの再構築について  
システム入力時のヒューマンエラーを極力排除すべく、現在、河川占用許可台帳システムにエラーチェック機能を追加する改修作業を行っており、平成29年度当初から新機能が利用できる見込みです。
- 3 事務処理が確実にできる体制づくりについて  
平成27年度策定した河川占用料事務処理マニュアルについては、平成28年度当初に計算例を追記するなどの改訂を行いました。初任者でも事務処理のポイントがわかりやすいものとなるよう更に見直し中です。  
また、例年5月に実施している事務担当者会議における研修内容も、マニュアルの解説にとどまらず、具体的な申請事例を解説するなど、より実践的な内容となるよう工夫してまいります。
- 4 徴収可能額の早期の収入について  
当課で折衝している徴収可能額が最多の1者については、平成29年3月中に徴収可能額全額を納付いただけることで合意しています。  
この1者以外の徴収可能額については、平成28年12月末までに各建設事務所において収入済です。

## 【建設事務所】

- 1 事務執行状況の継続的な確認について  
チェックリストの作成や共有サーバ上に処理簿を保存することなどにより、協議事項や進捗状況を共有し、処理状況を確認することとしました。  
さらに、未処理の申請書等の保管場所を定め、週1回受付や処理状況を確認することにより、進捗管理を徹底しています。  
また、年度当初調定については、調定が必要な案件を所内に掲示して処理状況を記入するなど、調定漏れの防止と更新事務の処理状況の確認を行うとともに、更新事務の開始時期を前倒しすることにより、算出根拠などを確実に確認できるための時間を確保することとまいります。
- 2 システムの再構築について  
システムの再構築については、本庁においてそれぞれ再構築を進めており、平成29年度から利用できる見込みです。  
河川占用許可台帳システムについては、エラーチェック機能が追加され、道路占用台帳システムでは、本庁でも事務処理状況が随時確認できるとともに、制度改正等の際には一括してデータが修正される仕組みとなる見込みです。  
これらのシステムの再構築を踏まえ、適切に処理してまいります。
- 3 事務処理が確実にできる体制づくりについて  
事務処理マニュアルについては、河川占用料事務処理マニュアルは、今年度当初に計算例が追記されるなどの改訂が行われましたが、更にわかりやすいものとなるよう、現在、本庁において見直しが進められています。また、道路占用許可及び占用料の徴収に関する事務処理マニュアルについても、昨年度も見直しが行われていますが、更にわかりやすいものとなるよう、内容の充実が図られる見込みです。  
また、電線共同溝事業に関する長野県独自のマニュアルが無かったため、現在、本庁において、「電線共同溝整備事務処理手引(仮称)」の作成が進められており、この手引書には、一連の事務処理の流れや、事務処理毎の所管課(係)を明示するなど改善を図られる見込みです。  
これらの改善を踏まえ、所においても事務処理の改善に取り組んでまいります。

平成28年度定期監査報告

【監査の結果（重点監査）に添えて提出した意見に対する方針】

テーマ1：補助金に係る検査事務の状況について

監査委員の意見	意見に対する方針	機関名
<p>補助金に係る検査事務は、それぞれの補助事業の内容により、必要書類・検査内容は様々です。しかしながら、検査事務は補助金の額の確定に不可欠なものであり、検査内容・検査方法が不明瞭であれば、補助金の執行全体に対する疑惑につながりかねません。今回の監査に関する具体的な意見は以下のとおりですので、補助金所管部局においては、個別の補助金ごとに必要な対応をしてください。</p> <p>補助金の執行に対する県民の眼は厳しいものがあります。今回対象とならなかった補助金についても必要ない見直しを行い、県民からの誤解を招くことのないよう厳格な検査事務を実施してください。</p> <p>○統一マニュアルの作成 マニュアル等の基準により検査業務を実施した補助金は55件でした。マニュアル等を作成していない補助金は交付要領等に基づき各機関が必要事項を判断し検査していると思われるが、検査する者により検査内容・結果に差異が生じないよう、補助金ごとに統一の検査基準を設けるべきと考えます。特に全地方事務所で同じ補助金を交付しており、統一基準がないため地方事務所に検査方法を任せているもの（例：地域発元気づくり支援金、農業基盤整備促進事業、等）については、所管課において検査マニュアルの作成を検討してください。</p> <p>○現地調査の実施 現地調査の必要性は個々の補助金の状況により異なりますが、写真などにより確認できるものを除き、原則として補助金の成果を現地で確認することが望ましいと考えます。また、事業実施期間中においても現地で執行状況の確認をするなど、必要に応じて現地調査を実施し、形式的な検査とならないよう検討してください。</p> <p>○添付書類の精査 添付書類のうち「事業主体が実施した検査結果調書」等について、実施主体の会計基準に基づき作成しない事例がありました。実施主体の会計基準等は尊重すべきですが、補助事業に関する事務については県の財務規則等に準じた会計処理を実施主体に求めるなど、必要な書類の作成や明確な補助事業の執行管理を実施主体が行うような方策を検討してください。</p> <p>また、現地調査未実施の補助金のうち写真が未添付の補助金も散見されました。補助金の成果が実在しているかの確認は現地調査又は写真により実施すべきものと考えますので、必要に応じて補助金交付要領等の改正を行ってください。</p> <p>○検査体制の整備 補助金の検査を担当者以外の者が実施するなど、複数の者による検査体制が全補助金で整っていません。また、関係する他課の職員に検査を依頼するなど創意工夫がなされた補助金がありました。複数の者で事務を執行することにより、適法性の確保だけではなく、ミス防止や事務の遅延を防ぐこともできますので、その体制を継続してください。</p>	<p>【危機管理部】</p> <p>○統一マニュアルの作成 危機管理部において、全地方事務所に対し交付・給付完了を依頼している補助金はありますが、必要に応じて検査基準等の作成を検討します。</p> <p>○現地調査の実施 現在危機管理部が所管する施設整備に関する補助金は「火山避難施設整備支援事業補助金」のみですが、平成28年度において当該補助金の執行はありませんでした。 今後、当該補助金を含め施設整備に関する補助金を実施する際には、現地調査と写真確認の併用など形式的検査とならないよう努めてまいります。</p> <p>○添付書類の精査 補助事業に関する添付書類については実施主体に必要な書類を作成させるとともに、実施主体においても補助事業の執行管理を行うよう指導します。</p> <p>○検査体制の整備 引き続き、補助事業については、担当並びに担当外職員が行う複数職員による検査体制を維持し、適法性の確保やミスの防止に努めます。</p> <p>【企画振興部】</p> <p>○統一マニュアルの作成 「地域発 元気づくり支援金」など、複数の執行機関で実施している補助金については、全県で統一基準による検査が行えるよう平成28年度内に所管課において検査基準等の作成を検討するとともに、引き続き適切な事務処理に努めてまいります。</p> <p>○現地調査の実施 事業の完了検査にあたっては、支出証拠書や写真などの書類調査とともに、必要に応じて現地調査を実施しています。 また、事業実施期間中においても、必要に応じて現地で執行状況を確認するなど、適宜進捗管理に努めています。</p> <p>○添付書類の精査 補助金の完了検査にあたっては、事業が完了したことを確認できる添付書類の提出を求めているところです。引き続き、実施主体に過度な負担とならないよう、適正な会計処理や添付書類の提出を求めています。</p> <p>○検査体制の整備 補助金の検査にあたっては、担当者及び担当者以外の係長等による複数の職員で検査を行っているところであり、引き続き適正な事務執行に努めてまいります。</p> <p>【県民文化部】</p> <p>○統一マニュアルの作成 今回の重点監査の対象となった補助事業については、県民文化部においてはマニュアルの作成は行っていないが、検査員により検査結果に差異が生じることのないよう、交付要綱等を基に検査を実施しているところです。 今後は、今回の重点監査対象とならなかった補助事業を含め、統一的な検査基準となるマニュアルの作成を検討するとともに、複数の者で事務処理のチェックを行うなど、適切な事務処理に努めてまいります。</p> <p>○現地調査の実施 重点監査対象事業においては、現地調査を行い、完了を確認しています。</p> <p>○添付書類の精査 重点監査対象事業における添付書類については、実施主体に必要な書類を作成させるとともに、実施主体としての執行管理を行うよう指導しています。</p> <p>○検査体制の整備 重点監査対象事業における検査体制については担当者以外の係員による確認も行い、誤りのない事務処理に努めています。</p>	<p>補助金所管部局</p>

**【健康福祉部】**

## ○統一マニュアルの作成

健康福祉部の補助金については、社会福祉施設や医療機関等の施設・設備整備のようなハード事業に係るものや、各種団体への運営費補助や研修会の受講支援等ソフト事業に係るものなど、様々な補助金があります。一部の補助金については、統一の基準により検査を実施しているものもありますが、それ以外の補助金についても平成27年10月に作成された「補助金等会計審査マニュアル」等を参考に、補助金等の適切かつ正確な検査実施に努めてまいります。

## ○現地調査の実施

個々の補助金により、写真などの確認によることで検査が完了するものも多い中、特に大規模な施設改修工事等に係る補助金については、竣工検査時に必要に応じて現地調査を実施しています。

今後も、形式的な検査とならないよう、限られた人員体制を考慮する中で対応してまいります。

## ○添付書類の精査

ご意見のようなケースについて、実施主体の過度な負担とならないよう配慮した上で、補助事業に関する事務の方法が県の財務規則等に準じた会計処理となるよう引き続き求めてまいります。

写真の添付について、施設・設備整備等のハード事業については、現地調査の実施又は事業完了が確認できる写真の添付を求めており、適切な検査実施に努めております。また、研修会開催補助等で、実施箇所が多いなど個別の現地調査が困難な場合は、事業実施が客観的に確認できる書類の添付により、引き続き検査を行ってまいります。

## ○検査体制の整備

当部においては、「補助金等会計審査マニュアル」に基づき、全補助金について履行確認調書等を作成し複数の職員により検査を実施しています。

また、社会福祉法人等が行う社会福祉施設整備に対する補助金については、現地調査取扱要領を作成し、社会福祉施設担当課職員とともに、地方事務所建築課職員が検査を行い、より専門的知見から適正な検査が実施できるよう努めているところであります。

**【環境部】**

## ○統一マニュアルの作成

補助金検査業務は、対象の補助金交付要綱、実施要領に基づき本庁職員が検査を実施しているため、現在のところ統一の検査マニュアルまでの必要が認められません。

なお、地方事務所執行の補助金が1事業あることから、必要に応じて検査マニュアルの作成を検討します。

## ○現地調査の実施

環境部の補助金については、間接補助を除き全補助金について現地調査を実施しております。引き続き、適正な執行を確認するためにも現地調査を実施してまいります。

## ○添付書類の精査

完了検査時、当該事案が発生した場合は、検査結果調書に代わる確認書類の提出を求め確認しています。

また、現地調査未実施箇所については、写真の添付により確認を行っております。

## ○検査体制の整備

補助金の検査にあたっては、必ず担当者以外の者が検査を実施しています。引き続き適正な執行を図るため、厳正な検査に努めてまいります。

**【産業労働部】**

## ○統一マニュアルの作成

検査事務については、交付要綱・交付要領等を基に検査を実施しているところですが、29年度対象の補助金から検査員により差異が生じることのないよう、必要に応じて、補助金毎検査マニュアルの作成を検討します。

## ○現地調査の実施

補助金の検査にあたっては、現地調査を行うことを原則とし、現地調査が難しい場合には証拠書類の徴取、写真の添付などにより確認を行います。

## ○添付書類の精査

補助事業に関する添付書類については実施主体に必要な書類を作成させるとともに、実施主体においても補助事業の執行管理を行うよう指導します。

## ○検査体制の整備

現地調査にあたっては、形式的な検査とならないよう、担当者及び係長等による複数での調査を実施することとします。

**【観光部】**

## ○統一マニュアルの作成

観光部では全地方事務所で交付し、地方事務所に給付完了を依頼している補助金はありません。

## ○現地調査の実施

観光部が所管する施設・設備系補助金では、原則として現地での確認を実施しています。今後も適正な執行に努めてまいります。

## ○添付書類の精査

事業主体の会計基準に基づく「事業主体が実施した検査結果調書」未作成の事例はありませんでしたが、今後も県の財務規則に準じた会計処理を実施主体に求める等、補助事業の執行管理を実施主体が行う方策を検討してまいります。なお、施設・設備整備、物品購入を目的とする補助金で、写真の添付が交付要領等に明記されていなかった補助金について、要領等の改正を実施しました。

## ○検査体制の整備

現在の、複数者による検査体制を今後も継続していきます。

**【農政部】**

## ○統一マニュアルの作成

全地方事務所で交付している施設整備補助金については、平成28年度内に検査基準等の作成を検討します。

## ○現地調査の実施

農政部所管の施設整備に対する補助金においては、原則として全て現地調査を実施しています。引き続き補助金の適正な執行を図るため、現地調査を実施します。

## ○添付書類の検査

当該事例のような事案が発生した場合は、関係機関と連携の上、個別に内容を判断し、必要な対応をします。

また、農政部所管の施設整備に対する補助金については、実績報告書に写真を添付するよう要領等で定めています。

## ○検査体制の整備

農政部においても、補助金の完了検査を担当者以外の者が実施することのほか、施設整備に対する補助金については、必要に応じて地方事務所建築課職員と連携して完了検査を実施しているところです。引き続き補助金の適正な執行を図るため、検査体制の整備に努めてまいります。

## 【林務部】

林務部は今回の重点監査の対象ではありませんが、監査委員意見を受け、適正な補助金執行のため次のとおり対応してまいります。

## ○統一マニュアルの作成

全地方事務所において交付している施設・設備整備補助金については、平成28年度中に、検査マニュアル等の作成を検討してまいります。

## ○現地調査の実施

施設・設備整備補助金については、現地調査又は写真確認により執行状況の確認をするとともに、必要に応じて事業実施期間中においても現地調査を実施してまいります。

## ○添付書類の精査

事業主体に対して、事業完了が確認できる写真を含め必要な資料を添付するよう求めていくとともに、施設・設備整備補助金で要領等に写真の添付が定められていない場合は、要領等の改正を検討してまいります。

## ○検査体制の整備

引き続き、担当者以外の者による補助金の検査や、担当者以外の者を含めた複数の者による現地調査等を行い、適正な補助金執行に努めてまいります。

## 【建設部】

## ○統一マニュアルの作成について

マニュアル等が整備されている補助金についてはその基準により検査を実施しておりますが、マニュアル等が整備されていない一部の補助金については、マニュアル等の作成について平成28年度中に検討してまいります。

## ○現地調査の実施

原則として、写真による確認又は現地確認により検査を実施しています。また、写真の提出がある場合でも、必要に応じ現場の調査・確認を行っています。

## ○添付書類の精査

検査のための添付書類として、「事業主体が実施した検査調査書」の提出を求めて検査事務を実施しています。

## ○検査体制の整備

検査職員については、既に事務担当者以外の者により検査を実施しておりますが、現地調査の際、所管する現地機関の職員に立会いを求めるなど、複数の者の業務の関与によりミス防止に努めています。

## 【教育委員会】

## ○統一マニュアルの作成

教育委員会における施設整備補助金については、マニュアルに基づき本庁で検査業務を実施しています。

## ○現地調査の実施

教育委員会所管の施設整備に対する補助金においては、原則として現地調査を実施しております。引き続き適正な執行に向けて取り組んでいきます。

## ○添付書類の精査

教育委員会における施設整備に対する補助金については、実績報告書に事業が完了したことを示す写真の添付を要綱等で定めています。

## ○検査体制の整備

教育委員会においても、補助金の完了検査を担当者以外の者が実施するなど補助金の適正な執行に取り組んでいます。

## 【警察本部】

警察本部が行う補助金に係る検査については、対象団体に対して、実績報告などの必要書類を通じ、関係者からの聴き取り、成果物の確認などを現地で行うか、又は警察本部に招致して行うか、何れかの方法により厳格に実施しています。

補助金調査職員、件数、内容から判断して、統一マニュアルを作成する必要性はありませんが、「長野県警察補助金交付要綱」に基づき、適正に調査を行っています。

また、検査体制については、補助金事務を担当する警察本部会計課予算係、事業主管課に加えて、第3者的立場として警察本部会計課監査室が必ず加わり、複数者により検査を行っています。

今後とも、意見を踏まえて、より一層適正な検査事務を心掛けていきます。

平成28年度定期監査報告

【監査の結果(重点監査)に添えて提出した意見に対する方針】

テーマ2：道路工事現場における情報提供について

監査委員の意見	意見に対する方針	機関名
<p>標示施設による情報提供は、指針等に基づき現場の実情に応じて適切に設置の判断がなされていることから、今後も標示施設の設置によって道路利用者等により丁寧でわかりやすい情報提供を行うように努めてください。</p> <p>また、標示施設以外では、現場の状況に応じて必要な対応がとられていましたので引き続き適切に対応するよう努めてください。</p> <p>○標示施設の設置状況 工事標示板は全ての工事で設置していただきましたので引き続きこの取組を進めてください。一方、工事情報看板75件、工事説明看板89件が未設置となっていました。この理由として歩道がなく設置スペースがないなどの理由によるものが見られましたが、歩行者(住民、通行者等)に丁寧でわかりやすく情報提供することは、公共工事に関する理解と協力を得るうえで重要な要素であると考えますので、歩行者の利用が見込まれる道路の工事などでは周辺環境や通行状況などを踏まえ、適切に設置するよう努めてください。</p> <p>○標示施設の標示内容 標示施設の標示は指針等に基づき適切に行っていました。ただし、工事標示板の工事種別では工事種類を記載すべきところ、工事名を記載しているものが散見されました。丁寧でわかりやすく正確な情報を提供するように努めてください。</p> <p>○標示施設以外の情報提供 山間部で近くに地域住民のいない工事などを除き、全ての工事でチラシ配布・回覧・地元説明などにより情報を提供していました。工事を円滑に進めるために理解と協力を得ることも重要ですので、引き続き取り組むようにしてください。</p> <p>○交通誘導の手法、渋滞対策の状況、苦情の状況 交通状況や工事内容に応じ交通誘導員や信号などにより交通誘導を適切に行っていました。渋滞対策として交通誘導員の増員や信号処理などの工夫もみられました。苦情への対応も適切に行われていました。引き続き適切に対応するよう努めてください。</p> <p>○創意工夫の事例 今後の予定、現在の進捗及び歩行者向けの迂回路の案内などの情報を提供している事例が見られました。また、インターネットによるリアルタイムの情報提供も見られました。こうした情報は、道路利用者等がもっとも知りたいことでもありますので、取組が広がるよう県下関係事務所においても実施することを望みます。</p>	<p>【生活排水課】</p> <p>○標示施設の設置状況 工事情報看板、工事説明看板の設置については、「土木工事現場必携(共8-70)」により実施しているところですが、ご意見を踏まえ、毎年実施している建設部技術係長会議や受注者向けに行っている技術者セミナー等において、適切な設置に努めるよう指導してまいります。</p> <p>○標示施設の標示内容 工事標示板の記載を適切に行うよう技術係長会議等において指導してまいります。</p> <p>○標示施設以外の情報提供 工事に係る情報提供(工事説明)は、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>○交通誘導の手法、渋滞対策の状況、苦情の状況 現場内の交通管理等についても、引き続き適切に取り組んでまいります。</p> <p>○創意工夫の事例 ご意見のような先進事例、好事例については、現地機関に情報提供してまいります。</p> <p>【農地整備課】</p> <p>○標示施設の設置状況 工事情報看板、工事説明看板の設置については、「土木工事現場必携(共8-70)」により実施しているところですが、ご意見を踏まえ、毎年実施している農地整備課長会議等において、歩行者への丁寧な情報提供に努めるよう指導してまいります。</p> <p>○標示施設の標示内容 工事標示板の記載を適切に行うよう農地整備課長会議等において指導してまいります。</p> <p>○標示施設以外の情報提供 工事に係る情報提供(工事説明)は、引き続き取り組むよう指導してまいります。</p> <p>○交通誘導の手法、渋滞対策の状況、苦情の状況 現場内の交通管理等についても、引き続き適切に取り組むよう指導してまいります。</p> <p>○創意工夫の事例 ご意見のような情報提供の先進事例、好事例については、現地機関に情報提供してまいります。</p> <p>【森林政策課】</p> <p>○標示施設の設置について 工事情報看板、工事説明看板の設置については、「土木工事現場必携(共8-70)」により実施しているところですが、ご意見を踏まえ、毎年実施している治山担当者会議や林道担当者会議等において、適切な設置に努めるよう指導してまいります。</p> <p>○標示施設の表示内容について 工事標示板の記載を適切に行うよう治山担当者会議や林道担当者会議等において指導してまいります。</p> <p>○標示施設以外の情報提供について 工事に係る情報提供(工事説明)は、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>○交通誘導の手法等について 現場内の交通管理等についても、引き続き適切に取り組んでまいります。</p> <p>○創意工夫の事例について ご意見のような先進事例、好事例については、現地機関に情報提供してまいります。</p>	<p>工事監査対象機関の主管課</p>

## 【建設政策課】

## ○標示施設の設置について

工事情報看板、工事説明看板の設置については、「土木工事現場必携（共8-70）」により実施しているところですが、ご意見を踏まえ、毎年実施している建設部技術係長会議や受注者向けに行っている技術者セミナーにおいて、適切な設置に努めるよう指導してまいります。

## ○標示施設の表示内容について

工事標示板の記載を適切に行うよう技術係長会議等において指導してまいります。

## ○標示施設以外の情報提供について

工事に係る情報提供（工事説明）は、引き続き取り組んでまいります。

## ○交通誘導の手法等について

現場内の交通管理等についても、引き続き適切に取り組んでまいります。

## ○創意工夫の事例について

ご意見のような先進事例、好事例については、現地機関に情報提供してまいります。

## 【企業局】

## ○標示施設の設置状況

工事情報看板、工事説明看板の設置については、「土木工事現場必携（共8-70）」により実施しているところですが、ご意見を踏まえ、技術課長会議等において歩行者への丁寧な情報提供に努めるよう周知してまいります。

また、周知が必要な工事の情報については、新たに本庁及び現地機関のホームページにおいて情報提供を行ってまいります

## ○標示施設の表示内容

企業局においては、標示施設の記載を全て適切に行っていたところですが、引き続き丁寧に正確な情報提供に努めてまいります。

## ○標示施設以外の情報提供

チラシ配布や住民説明会及び村広報誌掲載などにより情報提供に努め、全て適切に行っていたところですが、引き続き適切な情報提供に努めてまいります。

## ○交通誘導の手法、渋滞対策の状況、苦情の状況

交通誘導員や信号の設置により全て適切に行っていたところですが、引き続き適切な対応に努めてまいります。

## ○創意工夫の事例

規制期間が長く交通への影響が大きいと考えられる場合には、ホームページによる情報提供を本庁及び現地機関において行い、よりよい情報提供に努めてまいります。

監査委員事務局

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事から、平成28年3月11日付けで包括外部監査人岩淵道男氏から提出のあった平成27年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成29年3月30日

長野県監査委員 田 口 敏 子  
同 西 沢 利 雄  
同 西 沢 昭 子  
同 鈴 木 清

## 1 監査の対象となった事件名

森林税を中心とした森林整備事業に関する事務の執行について

## 2 措置の内容等



事項	区分	監査の結果等(要旨)	措置等の内容
<p>決裁権の運用</p>	<p>指摘</p>	<p>「みんなで支える里山整備事業」に係る交付金決定起案書の決裁権者が、平成26年度全6回中1回について、本来所長決裁のところ副所長決裁とされ事務処理されているものが含まれていた。</p> <p>地方事務所の事務業務の決裁権限は原則として地方事務所長にあり、一部の事務業務については「地方事務所長の決裁権格下げ基準」(61人第44号)で副所長、課長等に権限移譲しているが、補助金交付決定についての決裁は副所長の権限とされていない。</p> <p>起案文書の記載内容の適否を誰が確認をするのが明確となっていない状況では、決裁権限の定めが形骸化してしまうおそれがある。決裁すべき者が責任をもって決裁する体制を整えることを検討すべきである。</p>	<p>「事務処理規則」の規定により、各所属において適切な対応をとるよう平成29年3月末までに部内に通知します。</p> <p>具体的には、予算執行に係る起案、決裁に当たり、決裁区分の適切な設定をはじめ、保存区分の設定の確認等適切な事務処理に一層配慮するよう周知し、徹底してまいります。</p>
<p>調査調書の記載内容</p>	<p>指摘</p>	<p>みんなで支える里山整備事業は、国の事業である森林環境保全整備事業との併用が可能となっていることから、事業の内容は国の要領である森林環境保全整備事業実施要領(以下「国の要領」という。)を基準に定められている。国の要領において、事業の採択基準として、特定の樹種・林齢の場合には、木の太さ(胸高直径の平均)が要件として挙げられていることから、事業調査を行う際、当該状況を別途確認する必要がある。しかしながら、多数の調査調書において胸高直径の平均の記載がされていない。当該調査項目は、採択基準として直接的に明記されている項目であり、調査調書で最低限記録すべき事項である。適正に施業状況を調査したことを明確にするためにも、調査調書への記載を行うべきである。</p>	<p>胸高直径の要件を満たしているかの確認を確実に実施すべく、平成28年5月9日付けで信州の森林づくり事業実施要領を一部改正しました。具体的には、施行地の管理を行ったプロット結果の添付を義務付け、当該結果を基に現地調査及び書類調査時に胸高直径を確認することとしました。</p>
<p>補助金交付申請書類の不備</p>	<p>指摘</p>	<p>信州の森林づくり事業実施要領に定める補助金交付申請書類に関して、以下のような不備が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「信州の森林づくり事業実行内訳書付表兼事業調査調書」に補助単価に影響する「施業区分」の記載がないもの</li> <li>「測量実施状況の写真」が添付されていないもの</li> <li>「作業完了の写真」が添付されていないもの</li> <li>申請書類と調査調書とで代表林班に相違がみられるもの</li> </ul> <p>これらは、書類書式上必須項目である。調査の実効性、信頼性を高めるためにも必須書類の確実な徴求、記載内容の正確性には十分な配慮が必要である。</p>	<p>必須書類の確実な徴求と交付申請書類を明らかにすることを目的に、平成28年5月9日付けで信州の森林づくり事業実施要領を一部改正し、必要書類を一覧表で明示するとともに、申請者が自ら申請書に添付漏れがないか確認を行なうセルフチェックリストの提出を義務化しました。</p>
<p>補助金申請単位</p>	<p>指摘</p>	<p>「みんなで支える里山整備事業に係る運用」別紙1において、補助金交付の採択基準は「整備する面積が1ha以上の団地的なまとまりがある森林に限る」との記載がある。しかし、下伊那地方事務所で行っている里山整備事業の一覧表を閲覧したところ、平成26年度の補助金申請事業101件のうち38件の事業が施業面積1ha未満であった。</p> <p>実態は、事業主体が施業地ごとに補助金申請をしているため1haに満たない申請となっていたことによるものであり、同一申請回の同一団地の施業地面積を合計すると1ha以上になる。この場合、個々の申請書面のみでは補助金対象事業に適合するか明確とならないため、「整備する面積が1ha以上の団地的なまとまりがある森林」であることを補助金申請単位で明確にすることが必要である。</p>	<p>包括外部監査のご指摘以降、下伊那地方事務所は「整備する面積が1ha以上の団地的なまとまりがある森林」であることを補助金申請単位で明確にするため、一申請番号毎の面積を1ha以上とするよう、事業主体に指導を行いました。</p>
<p>調査対象の抽出基準の解釈</p>	<p>指摘</p>	<p>調査内規第5条第2項には、調査箇所抽出についての規定がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>間伐、更新伐に該当する場合は、「全申請団地の総施行地の10%以上に相当する施行地を無作為抽出により調査」</li> <li>間伐、更新伐、人工造林、樹下植栽以外の場合、「2ha以上の施行地は全箇所、2ha未満の施行地は無作為に抽出する10%以上を調査」</li> </ol> <p>平成26年度において国の要領等が変更になったことに伴い、新たに「保育間伐」の概念が取り入れられているが、当該「保育間伐」が上記のいずれの区分に従うのか不明確であったことから、地方事務所によって解釈が分かれている。結果として、調査件数に相違がみられた。</p> <p>調査対象の抽出方法が統一されていないことから、調査の品質にバラツキが生じている可能性がある。</p> <p>調査の実効性を高めるためにも、統一した基準による調査の実施が必要である。</p>	<p>平成28年10月17日に開催した造林事業担当者会議において、みんなで支える里山整備事業の調査対象箇所の抽出方法を統一するため、抽出基準は、「2ha以上の施行地は全箇所、2ha未満の施行地は無作為に抽出する10%以上を調査」に該当する旨を説明し、統一した基準により調査を実施しています。</p>

常例検査の検査周期	指摘	<p>森林組合検査の対象となる①業務運営の状況、②資産及び負債並びに損益の状況には業務改善の必要性の程度に違いがあり、各組合一律に2年に一度の常例検査を実施する態勢については十分検討すべきであったと考える。</p> <p>検査は、業務運営の状況、資産及び負債並びに損益の状況について、合法性、合目的性及び合理性の観点から行われることから、農水省の検査方針の方向性に従えば、全ての森林組合について常例検査を毎年実施することを慣例化するのではなく、過去の検査結果、森林組合の経営管理(ガバナンス)態勢、法令順守態勢、利用者保護等管理態勢、財務管理態勢を含むリスク管理態勢の整備状況等を勘案し、実効性のある検査周期の決定が望まれる。</p>	<p>平成28年6月8日付けで長野県森林組合常例検査実施要綱を改正し、本庁に加え地方事務所林務課職員も検査員に任命し、両者が隔年交互に検査を行い各組合に対して毎年検査を実施することとしました。</p> <p>具体的には、本庁検査員は組合の全部門を確認する「全面検査」を実施、地方事務所は指示事項の改善状況を確認する「事後確認検査」及び当年度の重点検査事項を確認する「部分検査」を実施します。</p> <p>検査結果を受けて、事後改善期限を設け確認指導等を改善に至るまで行うとともに、未改善等が生じた場合は次年度の検査を全面検査とし、実行性を確保します。</p>
常例検査における資産及び負債並びに損益の状況の理解、検討	指摘	<p>信州の木活用課が毎年入手、整理している各森林組合の決算関係書類は、事業活動の結果を取りまとめた重要書類であるが、事業損益の赤字計上が事業の実態の問題か、事業管理費配賦計算上の問題か、その主な要因が何かを森林組合を管轄する同課によって十分に確認、検討されていない。</p> <p>森林組合の業務運営及び決算の状況が決算関係書類を通じて適正に開示されることを促すために、決算関係書類の記載内容について深度ある検討を行うべきである。</p> <p>また、課題が認められる組合に対しては、業務運営体制の整備、運用状況等の程度に応じた適切な指導を行うことが望まれる。</p>	<p>平成28年6月8日付けで長野県森林組合常例検査実施要綱を改正し、検査員体制、検査周期を見直し、毎年度常例検査を行い改善に至るまで確認を実施することとしました。</p> <p>組合検査員に対し、農林水産省検査員や森林組合監査士を講師に招き研修を実施し、国や県森林組合連合会が主催する研修に参加し資質の向上を図りました。</p> <p>更に、公認会計士が検査に同行し、専門的知見を生かした検査を実施していますので、検査を実施する中で県検査員の資質の向上を図っています。</p>
森林簿への施業履歴の記載	指摘	<p>林務部は、森林情報資産を適正に管理するために「長野県森林情報資産取扱要領」を定めており、そこでは間伐の実施記録(施業履歴)は森林簿に森林関連情報として記載することとしている。しかし、今回実施した現地機関(地方事務所)での監査において、平成26年度に補助金対象として実施された間伐の一部について森林簿の記録と照合した結果、ほとんどその記載はなかった。森林情報資産の適正管理や今後の間伐計画の立案、実施状況のモニタリングを効果的かつ効率的に実施するためにも、森林簿の精緻化が必要である。</p> <p>なお、森林林業白書に「森林簿情報について、施業履歴等の明確化や精度向上を図り、都道府県と市町村等との間の共有化を進めるとともに、森林施業の集約化を図るため、森林経営計画の作成等に必要な森林情報が、(略)森林組合等の林業事業体に提供されるよう、都道府県に対する助言等を行った。(平成26年度森林林業白書)」との記述があるように、国(林野庁)においても県に対して助言等が行われていることから、早急に改善して記載することが必要である。</p>	<p>造林事業で実施した箇所の履歴管理のため、造林補助システムに入力された林班情報から森林簿情報を更新することを徹底しました。具体的には、全ての林班情報を入力する旨を平成28年8月29日付けで作成した平成28年度造林補助システム運用・操作マニュアルに記載して周知するとともに、平成28年9月に実施した研修において徹底しました。</p>
森林整備の継続性	意見	<p>森林の多面的機能を効果的に導き出すために森林整備は必要であり、森林は苗木を植栽してから長年にわたる手入れを経て、木材の販売収入が得られるのは数十年後と長期を要することから、県は継続して毎年150億円を超える予算を投じて森林整備関連事業を実施してきている。この財源は、国庫支出金、県の一般財源等によって賄われている。</p> <p>県は、県民一人当たり年間140万円の公益的な恩恵を森林から得ていると説明しているが、県民一人ひとりが実感としてこれを理解するのは難しいように考える。森林整備の効用についてその結果を客観的に示すのは困難な面もあるが、森林整備の財源負担を県民に求めるのであれば、比較データなどを用いてより具体的に、また、公益的必要性を県民により分かり易く説明することが望まれる。</p>	<p>森林整備の効果や必要性を県民の皆様にはわかりやすく説明していくことは大変重要であることから、間伐の必要性を記載し、間伐実施前後の写真に掲載するなどしたリーフレットを作成し、平成28年6月に開催した「全国植樹祭」、8月に開催した「山の日記念全国大会」等の機会を捉え、広く配布いたしました。加えて、平成28年12月には同リーフレットを県内のコンビニエンスストアに設置し、若い世代の皆様にも手に取っていただけるよう配慮しています。</p> <p>また、本県の森林・林業に関する試験研究機関である林業総合センターでは、ホームページの充実を図りながら、研究で得られた成果や知見等を県民の皆様にはわかりやすくお伝えすべく、工夫しているところです。</p> <p>なお、比較データなどを用いた森林整備の効用を客観的に示す工夫につきましては、他府県での事例も参考にしながら検討してまいります。</p>

<p>間伐必要面積、所要整備費用見積額</p>	<p>意見</p>	<p>平成16年に策定された「信州の森林づくりアクションプラン」では、その時点から10年間で251千haの森林の間伐を実施することが必要であるとして計画が策定され、「民有林の間伐すべき森林をすべて手入れします。」と宣言している。しかし、23年に改定されたアクションプランでは25年度以降の間伐計画面積が減少している。これにより、当初掲げられた10年間の達成目標としての必須間伐面積が11千ha下方修正されているが、この内容についての明確な説明はされていない。</p> <p>平成16年度から27年度までの12年間で間伐された面積は231千ha(平成26年度、27年度は計画値)であり、必要面積251千haに達していない。この差が間伐必要面積の推計値の修正であれば、必要とされた間伐は概ね達成されたことになるが、これも不明である。ただ、改定されたアクションプランでは、28年度から32年度までにさらに75千haの間伐が目標として設定されている。</p> <p>このように、間伐計画面積の修正等に関し明確な説明がなく、間伐が必要とされる面積がどの程度あるのか、公的な間伐助成が必要な森林面積がどのくらいあるのかが県民に分かり易く示されていない状況である。</p> <p>里山整備の財源負担を県民に求めるのであれば、不効率・不採算で事業化には馴染まないが森林の整備は必要な里山の面積や、これらの整備に必要な費用を示し説明することは不可欠と考える。</p>	<p>長野県の民有林について、重視すべき機能に応じて、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 効率的な木材生産に適しており林業振興に取り組む森林</li> <li>2 水源かん養機能など森林の持つ公益的機能を特に発揮させる必要があり公的に管理する森林</li> <li>3 燃料革命等により放置された集落周辺の所有規模が細かい私有林などの里山として管理する森林</li> <li>4 自然の推移に委ねる森林</li> </ol> <p>に分類し、それぞれの目指す姿に沿った最も効率的な方法で整備を進めるという考え方について、平成29年1月18日に開催した平成28年度第2回みんなで支える森林づくり県民会議で資料として提示し、説明を行いました。</p> <p>今後、それぞれの分類ごと整備が必要な面積や整備費用が精査できた段階で、県民の皆様にお示しできるよう検討してまいります。</p>
<p>森林整備の主体性</p>	<p>意見</p>	<p>これまで森林税を活用して実施されてきた森林整備は、管理放棄された里山の切捨間伐が中心であったが、これは山林所有者の意向に大きく左右され、必ずしも計画的な森林整備であったとはいえない。また、国庫の森林整備の補助が平成23年度から森林資源の活用を目的として切捨間伐から搬出間伐に方向転換されたことにより、里山整備に活用される国庫補助は大きく減少し、里山整備を推進する場合の県及び市町村による財源負担が増加した。</p> <p>これらの要因により、集約化が進まず整備作業に手がついていない里山や、虫食い状態で間伐が実施されてきた里山がまだ多く存在するため、今後森林税等を活用する森林整備に関しては、県がより能動的に取り組み、市町村と協調しながら推進することが重要と考える。</p>	<p>森林税を活用した里山整備について、これまでの取組により一定の成果が上がってきていると考えておりますが、整備が進みにくい里山が残っているなどの課題も明らかになっています。</p> <p>今後の里山整備の取組の方向性について、市町村の皆様と連携し、地域や森林所有者の方々の意向も汲み取りながら、山地災害防止等の観点から整備の必要性なども踏まえつつ、整備箇所を特定していく取組などを検討するとともに、今後、「みんなで支える森林づくり県民会議」や「長野県地方税制研究会」での議論を見据えながら、里山整備の方向性について検討してまいります。</p>
<p>森林整備と里山整備</p>	<p>意見</p>	<p>森林整備について、国による施策が、森林資源の有効活用に視点を置き、産業としての林業再生に着目した方向に転換されている。長野県は、広い森林面積を有しており、この多くは里山である。里山の多くは、その所有者が管理を放棄し荒廃状態にある。里山に公益的資産としての森林の多面的機能を期待するのであれば、その整備の継続を検討することは有用と考える。</p> <p>現在、県が導入している「森林税」は、主として国庫補助が十分見込めず、小規模、分散的な個人所有となっている里山の整備に活用されている。</p> <p>里山整備の方向性については、国の施策に左右されるのではなく、現状の分析、検討を踏まえ県民に分かり易く説明する必要がある。</p>	<p>森林税を活用した里山整備について、これまでの取組により一定の成果が上がっておりますが、整備が進みにくい里山が残っているなどの課題も明らかになっています。今後、「みんなで支える森林づくり県民会議」や「長野県地方税制研究会」での議論を見据えながら、今後の里山整備の方向性について検討し、県民の皆様丁寧に示してまいります。</p> <p>なお、平成29年度の里山整備事業については、国庫補助事業の要件に縛られず、現場からの要望の強かった県単独事業を大幅に増加させ、必要な里山整備に取り組んでまいります。</p>
<p>里山整備事業と部局連携</p>	<p>意見</p>	<p>森林税を活用してこれまで行われてきた里山整備は間伐作業が中心であり、間伐を実施した里山についてその後目立った取り組みはない。しかし、里山に関しては多くの公益的機能が期待されているところであり、観光資源としての活用、県民の保健・レクリエーションのための活用等、地域の状況に鑑み、県庁関連部局と連携した取り組みを推進し、整備後の里山が再び荒廃することのないような施策を推進することが望まれる。</p>	<p>森林税活用事業に限らず、産学官で進めている長野県次世代ヘルスケア産業協議会との連携による森林セラピーの推進や、「信州 山の日」を契機とした部局連携などにより里山の森林空間の利活用を進めるなど、県庁関連部局との連携を強化して取組を進めてまいります。</p> <p>このほか、地域が主体的に里山管理を行う人材育成の取組も進め、整備後の里山が適切に管理されるよう取り組んでまいります。</p>
<p>起案文書への押印</p>	<p>意見</p>	<p>起案文書には、関係部署の関係者、決裁権者等多数の押印が示されているが、押印しているそれぞれが決裁権者を除き、どのような役割で押印しているのか明確ではない。また、規程上も明確なものはない。</p> <p>押印には、決裁、内容確認、作成、情報理解など様々な意味がある。</p> <p>起案文書について事務業務上必須のものが何か明確にし、事務業務の効率化に配慮し、文書上で明らかになるよう改善すべきである。</p>	<p>「長野県文書規程」第37条(合議の範囲)の規定に基づき、各所属において適切な対応をとるよう平成29年3月末までに部内に通知します。</p> <p>具体的には、決裁の過程において、合議は必要最小限とし、事務処理の迅速化に配慮するよう周知し、徹底してまいります。</p>

調査対象の抽出基準	意見	<p>現地調査を実施すべき件数については、調査内規に定めがあるが、林務課担当者の判断により、所定の件数よりも多くの箇所を調査対象とし現地調査を行っている地方事務所もみられた。現地調査は必ずしも全て実施する必要はなく、リスクが高い等特定項目による抽出に加えランダムサンプリングによる抽出を組み合わせるなど適切な抽出基準を適用することにより、実効性を保ちつつ事務処理の効率化を図ることも検討すべきである。</p>	<p>実効性を保ちつつ事務処理の効率化を図るため、平成28年5月9日付けで信州の森林づくり事業調査要領を制定し、調査実施箇所は林務課職員以外が乱数表により無作為抽出するという基準を適用することとしました。</p>
交付決定の遅れ	意見	<p>諏訪地方事務所において、申請が平成26年6月、調査が8月、交付決定が9月と、申請から交付決定に長期を要している事例があった。補助金交付申請から最終の交付決定までに3か月を要しており、里山整備事業を支える事業主体の資金繰りを圧迫しているおそれがある。</p> <p>事業主体による補助金交付申請は事業完了後になされるものであり、当該事業者の業務を支援する観点からも、遅滞なく調査・交付を実施することが望まれる。</p>	<p>申請書受理後の交付決定までに時間を要した要因は不足書類の提出指示、施行地の再測量や除地の測量等であったことから、平成28年5月9日付けで信州の森林づくり事業実施要領を一部改正し、必要書類を一覧表で明示するとともに、申請者が自ら申請書に添付漏れがないか確認を行うセルフチェックリストの提出を義務化することで、申請書類の正確かつ確実な徴求を図っています。</p> <p>また、平成28年5月9日付けで制定した信州の森林づくり事業調査要領において、再測量や除地の測量期間を1週間以内とし、それを超えるものは不適合として次回以降に再申請できることとしました。</p> <p>また、事後申請方式であることから、申請後でなければ申請件数を把握できず、調査日程の調整に時間を要していたことから、信州の森林づくり事業実施要領の一部改正において、翌年度の申請回毎の申請予定数を把握できるように対応したので、今後の調査日程の調整の効率化に活かしてまいります。</p>
調査の遅れ	意見	<p>調査内規では、「調査は、補助金交付申請書若しくは実績報告書の受理後、遅滞なく造林補助金の交付申請のなされた施業地1箇所ごとに、原則として書類調査及び実地調査により行うものとする。」と規定しており、補助金交付申請書等受理後、遅滞なく調査を実施することが求められている。</p> <p>しかしながら、下伊那地方事務所において、平成25年度第5回の補助金交付申請事案について、通常の手続に比べ交付決定までに相当の期間を要しているものが認められた。これらの中には、申請書受理後2か月を超えて調査が行われているものがあり、調査終了までに日にちが経過しているものが散見された。また、交付決定も第6回申請分と同日となっており、調査、交付決定手続きの効率化に課題が認められた。</p> <p>業務処理の効率化のため手続きが遅れてしまった理由を明らかにして、速やかな事務手続の実施が望まれる。</p>	<p>申請書受理後の調査完了までに時間を要した要因は、不足書類の提出指示、施行地の再測量や除地の測量等であったことから、平成28年5月9日付けで交付決定手続きの効率化のため、信州の森林づくり事業実施要領を一部改正し、必要書類を一覧表で明示するとともに、申請者が自ら申請書に添付漏れがないか確認を行うセルフチェックリストの提出を義務化することで、申請書類の正確かつ確実な徴求を図っています。</p> <p>また、平成28年5月9日付けで制定した信州の森林づくり事業調査要領において、再測量や除地の測量期間を1週間以内とし、それを超えるものは不適合として次回以降に再申請できることとしました。</p> <p>また、事後申請方式であることから、申請後でなければ申請件数を把握できず、調査日程の調整に時間を要していたことから、信州の森林づくり事業実施要領の一部改正において、翌年度の申請回毎の申請予定数を把握できるように対応したので、今後の調査日程の調整の効率化に活かしてまいります。</p>
交付対象事業	意見	<p>森林づくり推進支援金の交付対象事業は、「市町村等との連携により、きめ細かな森林づくり活動の取り組みを支援するため、市町村が独自性と創意工夫により事業展開するための経費に対して支援する。」ことを目的として、以下の事業に合致するものとされている。</p> <p>ア、「みんなの暮らしを守る森林づくり」に関する事業</p> <p>イ、「木を活かした力強い産業づくり」に関する事業</p> <p>ウ、「森林を支える豊かな地域づくり」に関する事業</p> <p>これらの事業の例示として、森林づくり推進支援金事業実施要領 別表の中で取り組みが示されているが、ここで例示されている間伐の嵩上げや病虫害対策などの事業が、信州の森林づくり推進支援金事業の補助対象である「市町村が行う独自性と創意工夫のある事業」として相応しいもので当該補助の目的に合致しているか疑問である。</p> <p>また、支援金の支給対象としている実施事業が、事業目的の趣旨に合致した内容なのか申請書類上明確でないものも認められた。</p> <p>市町村の独自性と創意工夫による事業の実施により、森林の活用を推進することが当該事業の目的であることから、市町村に対し、その独自性と創意工夫による事業が実施されるようより一層働きかけを行っていくことが望まれる。</p>	<p>事業実施にあたり、地域住民自らが行う森林整備に対する支援や親子で県産材に親しむ機会の創出への支援など地域の実状に即した事業も実施されていますが、引き続き、地域の実状に即した事業の実施に取り組んでまいります。</p> <p>また、要領別表に例示として記載されている間伐の嵩上げや病虫害対策につきましても、地域会議等のご意見を伺った上で、地域独自の課題解決を図るため必要な事業と判断されるものについては、引き続き、支援と対象としてまいります。</p> <p>申請書類への事業実施内容の記載については、事業目的及び他の事業の交付対象でないこと等を明確に記載するよう平成28年5月に要領の改正を行いました。</p> <p>なお、より一層市町村に独自性と創意工夫を発揮いただく一助となるよう、平成28年度に実施された取組を取りまとめた上で、市町村に情報提供を行ってまいります。</p>

<p>森林と人のふれあいの場、教育の場の提供</p>	<p>意見</p>	<p>県民に負担を求めて実施している森林整備においては、県民の理解を前提に行われることが重要である。                  これまでの森林税は切捨間伐を主体とした事業に活用されてきた。これは、平成19年度県政世論調査を受け、森林に対する県民の期待として上位に位置づけられた「自然災害を防ぐ土砂の流出防止」、「地球温暖化の防止」、「水源のかん養」といった機能を重視した結果による。一方、森林の果たす役割として「森林セラピーなど保健休養の場としての利用」、「子供たちなど教育の場として利用されること」について約半数の期待が寄せられているのも事実であり、これに応えていくことも検討すべきである。                  これまでの取り組みに加え、レクリエーションや健康づくりの場をつくり森林と人とのふれあいの場を提供することや、教育委員会とも連携し教育プログラムの一環として体験型学習を取り入れた教育を行うことなどにより、森林に対する県民の関心をより一層高めることが望まれる。                  また、こうした取り組みが、将来にわたる森林整備についての県民の理解を得ることにつながるものと考えられる。</p>	<p>里山等の身近な森林や森林資源を活用し、子どもから大人まで参加できる学習機会としての木育活動を引き続き推進するとともに、森林税活用事業に限らず森林について県民の皆様により関心を持っていただけるよう、各地で行われている植樹祭や育樹祭、森林セラピーの推進、「信州 山の日」を通じた部局連携による行事の実施等、様々な機会を通じて里山の森林空間の利活用を進めてまいります。</p>
<p>森林組合に対する監督、検査</p>	<p>意見</p>	<p>林務部は、補助金不正受給事件に対応して、平成28年度から森林組合に対する常例検査の体制を見直すとしているが、不正事件を契機としたものであることから、事後的な事業実施結果の確認に止まらず、不正が発生しにくい管理態勢になっているのかといった「予防的統制」の視点に立ち、効果的な森林組合の監督、指導を行うことが望まれる。</p>	<p>平成28年6月8日付けで長野県森林組合常例検査実施要綱を改正し、検査項目の見直しを行い、事後的な事業実施結果を確認しています。また、長野県森林組合連合会が主体となり作成したガイドラインによる森林組合及び役員の内部管理体制の自己点検状況についても検査項目に追加して、補助事業実施における内部牽制体制の確立状況を確認することにより、「予防的統制」の視点に立った効果的な森林組合の監督、指導を実施しています。</p>
<p>森林GISデータの利用状況</p>	<p>意見</p>	<p>森林GISの情報は、4月と10月に専用端末に配信されるとともに、随時WEB経由で利用できる環境にあるが、今回監査で訪問した多くの地方事務所林務課においてWEBでの利用は行われておらず、専用端末から担当者の業務用PCにデータをインストールし市販のGISソフトを利用し業務を行っていた。                  森林GISが利用しているネットワーク環境がそのデータボリュームに鑑みると十分でなく操作性が芳しくないため、WEBでの利用は行っていないというユーザの意見が聞かれた。森林GISをより有効に活用するためにも、操作性の改善について検討すべきである。</p>	<p>操作性の改善については、森林GISをより有効に活用するためにも重要であることから、平成29年度実施する新規事業「次世代森林情報整備推進事業」において森林GIS改修費用の予算要求を行いました。これにより、複雑な操作方法が改善され、より直観的に閲覧・編集が可能となる見込みです。                  こうした操作性の改善とともに、ユーザの意見を参考にしながら運用面の改善につきましても適宜対応してまいります。</p>
<p>施業情報の効率的な収集</p>	<p>意見</p>	<p>補助金申請の対象となる施業の概要は、林業事業体によって「造林事業検査野帳」、「信州森林づくり事業実行内訳書付表兼事業調査調書」等に取りまとめられ、補助金申請書に添付され県に提出されるが、補助金申請を目的としているため森林GISの情報更新のための情報が必ずしも網羅されていない。また、補助金申請情報を管理するための「造林補助システム」へのデータ入力、地方事務所において上記の検査野帳、調査調書等から行われているが、業務の効率化、データ入力の正確化等を考慮すれば補助金申請をWEB申請とすることも有用と考える。</p>	<p>森林GISの情報更新に必要な施行実施箇所                  の林班情報を正確かつ効率的に更新するため、平成27年12月に造林システムの改修を行いました。また、全ての林班情報を入力する旨を平成28年8月29日付けで作成した平成28年度造林補助システム運用・操作マニュアルに記載して周知するとともに、平成28年9月に実施した研修において徹底しました。                  なお、補助金のWEB申請については、まずは造林システムを着実かつ適正に活用することとし、その上で効果等を勘案しながら検討してまいります。</p>
<p>施業情報の正確な収集と記録</p>	<p>意見</p>	<p>信州の森林づくり事業実行内訳書付表兼事業調査調書、森林簿、森林施業図(林班図)について以下のような不備がみられた。                  補助金交付申請地の施業情報について、施業地を示す林班等(林班-小班-施業番号-枝番)の全てが、信州の森林づくり事業実行内訳書付表兼事業調査調書の「施業面積等の事業内容」「調査野帳」に記入がない事例があり、記載が不十分である。                  また、森林GISに間伐等の施業履歴が十分に反映されていない状況にもある。施業状況の確認は、補助金交付申請書に添付された森林計画図によって行われていることから、森林GISの森林計画図原本の修正が完全には行われていない。                  信州の森林づくり事業実行内訳書付表兼事業調査調書、森林簿、森林計画図といった森林行政にとって重要な資料については、常に最新の情報を反映させ、効果的かつ効率的な森林行政のため有効活用すべきである。</p>	<p>信州の森林づくり事業実行内訳書兼調査調書は、代表林班のみ表示されることから、造林システムにおいて、全ての林班情報を入力する旨を平成28年8月29日付けで作成した平成28年度造林補助システム運用・操作マニュアルに記載して周知するとともに、平成28年9月に実施した研修において徹底しました。                  森林計画図の修正については、森林簿等修正報告書等の根拠資料に基づき、速やかに行うことになっていることから、平成28年7月に開催した森林GIS操作研修会等において、修正作業が確実に実施されるように徹底しました。</p>